

令和5年第4回吉野町議会定例会会議録

(会期8日間)

第1日目

吉野町議会

令和5年第4回吉野町議会定例会会議録（第1日目）

1. 招集年月日 令和5年12月6日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 12月6日 午前10時05分開会
4. 応招議員 1番 藤本昌義 2番 辻内正誠  
3番 欠員 4番 下中一平  
5番 山本義史 6番 上滝義平  
7番 野木康司 8番 中西利彦  
9番 西澤巧平
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名  
町長 中井章太 副町長 和田圭史  
教育長 土居正明 参事 黒田祐介  
総務課長 辻中哲也 公民連携室長 小西修司  
協働のまち推進課長 森脇登志男 町民税務課長 戸毛祥博  
長寿福祉課長 吉村直樹 暮らし環境整備課長 山本剛  
産業観光課長 中尾勇 教育次長 上林勝則
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名  
局長 坂本やよい 主査 川崎由果
10. 議事日程  
日程1 会議録署名議員の指名について  
日程2 会期の決定について  
日程3 議長の諸報告について  
日程4 議第37号 吉野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正することについて  
日程5 議第38号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び吉野町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改

正することについて

日程 6 議第 39 号 吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて

日程 7 議第 40 号 吉野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて

日程 8 議第 41 号 吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて

日程 9 議第 42 号 吉野町手数料条例の一部を改正することについて

日程 10 議第 43 号 吉野町立認定こども園条例の一部を改正することについて

日程 11 議第 44 号 吉野町立学校設置条例の一部を改正することについて

日程 12 議第 45 号 吉野町老人福祉センター及び吉野町老人福祉センター付設ゲートボール場に係る指定管理者の指定について

日程 13 議第 46 号 令和 5 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 11 号について

日程 14 議第 47 号 令和 5 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 2 号について

日程 15 議第 48 号 令和 5 年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第 1 号について

日程 16 発議第 3 号 庁舎整備等に関する調査特別委員会の設置について

日程 17 一般質問

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

野木議長	<p>ただ今の出席議員総数は8名でございます。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回吉野町議会定例会を開会します。</p> <p>本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。</p> <p>日程1 会議録署名議員の指名について</p> <p>会議規則第127条の規定により、議長より指名いたします。</p> <p>9番 西澤巧平議員、1番 藤本昌義議員を指名いたします。</p> <p>日程2 会期の決定についておはかりします。</p> <p>本定例会の会期は、本日より13日までの8日間にいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「異 議 な し」 の声あり ）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本定例会の会期は本日より13日までの8日間に決定いたしました。</p> <p>開会にあたり、町長よりごあいさつをお願いいたします。</p> <p>中井町長。</p>
中井町長	<p>開会にあたり、ひとことごあいさつを申し上げます。</p> <p>令和5年第4回吉野町議会定例会招集させていただきましたところ、全員ご出席いただき、誠にありがとうございます。本議会に上程させていただきます議案でございますが、条例改正8件、指定管理者の指定が1件、補正予算（案）が3件でございます。慎重審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>この機会を通しまして、皆さん方のお手元に配付しております行政報告、主なものを報告させていただきます。</p> <p>11月1日でございます。「吉野町こども議会」を開催させていただきました。小学6年生23名が一般質問という形で2人1組、10人の方に質問を</p>

いただきました。子供目線で大人が考えもつかないような提案もいただきました。特に庁舎や小学校跡地といった部分の行政課題がございます。思い出がいっぱいある小学校跡地、一番子供たちが、直近で思い出をつくった場所の提案もしていただきました。いろいろと商品開発等々もございました。我々の中でも進めることを改めて気づかせていただいた「こども議会」であったかなと思います。また、昨今投票率が下がる中で、少しでもまちづくりに興味を持っていただくといった部分においても、こういった機会を通して政治であったり、まちづくりに興味を持っていただけたらと思っただ次第であります。

そして、11月11日でございます。「吉野宮滝野外学校地元交流会」こちらでもコロナにより4年間出来なかった部分で、4年ぶりに開催していただきました。この施設は2010年4月に開校し、毎年1万人ぐらいが訪れていただいています。特に、地域の皆さん方の食材提供や連携をしながら、和紙体験や割り箸体験なども展開していただいています。学校跡地の利活用にとって見れば、非常に大きな意義のある学校になったのではないかと考えております。特に昨今では、スマホ利用を見つめ直すキャンプというのを2泊3日でやられました。そういった取組をNHK奈良で放送していただいたということで、最近の子供たちのスマホの利用やデジタルの中でどう向き合いながら人との付き合いをしていくかといった部分においても、今後さらに空き家や学校の活用というのは、大きくなってこようかと思ったところでございます。

そして裏に回りまして、11月17日と22日、こちら「活力ある地方を創る首長の会」という形で、大阪府や超党派のライドシェアに関する意見交換会や勉強会というのがございます。こちらの「活力ある地方を創る首長の会」というのは、私が就任させていただいて以来、全国の知事や市長、町長、村長も含めた約270人規模の団体でございます。この中で、地方の公共交通の在り方という形で、我々も今、公共交通の形で苦しんでるところもございます。今の道路運送法の見直しも含めた形で全国的にアンケートをとりながら改正に向けて動いている会でございます。大阪関西万博もあるということで、大阪府の吉村知事や小泉進次郎さんを中心とする超党派の議員の皆さん

方に、そういった実情を述べるという機会にも参加させていただきながら進めているところでございます。

そして、11月21日 火曜日でございます。「奈良県宿泊施設立地セミナー2023 in 東京」こちらでございますが、8月に山下知事になり、初めて吉野山へ視察をしていただきました。そのときに、コロナの影響により宿泊施設が閉鎖、閉館するという状況の中で、奈良県の滞在型観光への転換ということも含めて、一緒にPRをしていただきたいということで同行をさせていただきました。そういった中で、星野リゾートの星野代表にも講演をいただき、その中で「宿泊施設の再生のみでは、地域は再生しない。やはり地域が変わることが重要である」という話も聞かせていただき、我々も一丸となって、観光地の再生に向けて動いていきたいと思つたところでございます。できる限り、こういった場面を通して吉野の魅力や今後の観光施策につなげてまいりたいと思っております。

そして、11月30日でございますが、「DX推進・住民サービス向上の街宣言式」という形で、こちらも吉野町が昨年9月にデジタル変革条例を制定いたしました。それに伴い、吉野税務署や吉野納税協会、吉野納税貯蓄組合、商工会、近畿税理士会 吉野支部といった民間6団体と連携しながら、デジタルの機運を醸成していき、来年度スマホ申告できるようにということでPRをさせていただきました。高齢者の多い地域でございますので、事業者の皆さん方も、こういったデジタルにすぐに転換出来ないところもございませう。そういったことも含めて、みんなで連携しながらデジタル化を進めるという形で「デジタルの街宣言式」を開催させていただきました。

そして、同日でございますが、「第1回吉野町行政サービス変革・新庁舎整備検討審議会」をスタートすることが出来ました。第1回目は、委員が初めて寄っていただきまして、これから6回程度、この審議会を開催しながら答申をいただくという形になっております。

第1回目は、デジタル庁参与及び河野大臣のサポート役である伊藤氏をお招きし、庁舎の建設のポイントといったところについてお話をいただきました。そして、全国各地で今、庁舎のことやデジタルによってどう庁舎が変化

していくかといった事例も含めてお話をいただき、第2回から各テーマに分かれて議論をしていただくという形になろうかと思っております。

以上が、主な行政報告でございます。私自身も任期最後の議会でございます。多くの皆さん方に支えていただき、議会の皆さん方にも非常に協力をいただき、何とか任期最後の議会を迎えることが出来ました。しっかりと議会に臨んでまいりたいと思いますので、慎重審議をお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。

野木議長

ありがとうございました。

日程3 議長の諸報告に入ります。

会議規則第128条第1項ただし書の規定により、閉会中の議員派遣の報告書を別紙のとおり提出しておりますので、ご覧の上ご了承願います。

日程4 議第37号「吉野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

( 事 務 局 朗 読 )

説明を求めます。

戸毛町民税務課長。

戸毛町民  
税務課長

失礼いたします。それでは、議第37号 吉野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正することにつきまして、お手元に配付されております提出議案等説明資料1ページをお開きいただき、それに基づきご説明をさせていただきます。

今回の改正の主旨といたしましては、個人番号の普及及びデジタル技術の進展により、印鑑登録証明書の交付申請方法について改めるものでございます。目的といたしまして、印鑑登録証明書を必要とする方の利便性の向上を大きな目的とした改正とさせていただきます。

それでは、改正する条例の概要についてご説明を申し上げます。今回改正

をお願いいたします条例につきましては、吉野町印鑑登録及び証明に関する条例でございます。改正概要としては、大きく2点ございます。1点目、第13条に規定いたします「印鑑登録証明書の申請」というところで、現行は印鑑登録カードのみで印鑑登録証を発行しておりますが、個人番号の普及に伴いまして、個人番号と印鑑登録証明書をひも付けすることが可能になっておりますので、窓口にお越しいただいた際には、印鑑登録証明書もしくは印鑑登録カードのどちらかを提示して頂ければ、印鑑証明書を発行することが出来るように改正するものでございます。2点目、「多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請」ということで、令和5年5月11日に関係法令が改正されまして、現在、個人番号カードに電子証明書を記載しておりますけれども、これが携帯電話、いわゆるスマートフォンにも同様の証明書を登載することが可能になっております。これに伴いまして、今コンビニ交付機等に個人番号カードをかざすことで印鑑登録証明の発行は可能なのですが、今後携帯電話をかざすことで印鑑登録証明書の発行が可能になりますので、その発行を可能にする旨の規定を追加するものでございます。いわゆるコンビニ交付等に伴いましては、個人番号カード、もしくはスマートフォンをかざすことによって発行が可能になる旨の規定が必要になりますので、今回改正するものでございます。

なお、携帯電話につきましては、現行アンドロイド端末のみが可能になっておりますが、このシステム改修を国のほうで現在進めており、間もなくコンビニ等でも発行が可能になりますので、それに先立ちまして規定をするものでございます。施行期日につきましては、公布の日とさせていただきます。以上、慎重審議よろしくお願ひ申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 5 議第 38 号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び吉野町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

( 事務局朗読 )

説明を求めます。

辻中総務課長。

辻 中  
総務課長

失礼いたします。それでは、議第 38 号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び吉野町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正することについて」議案説明資料の 2 ページをご参照いただきたいと思えます。

改正の主旨といたしましては、吉野町職員の不祥事を受け、町政運営の責任者としての責任を重く受け止め、自戒による措置として減給を行うこととするため。目的につきましては、特別職の給与を期間を定めて減給措置するものでございます。改正する条例につきましては、第 1 条で町長、副町長に関わる「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の改正」第 2 条で、教育長に関する「吉野町教育委員会教育長の給与等に関する条例の改正」を行うものでございます。改正概要につきましては、第 1 条の町長、副町長の部分ですが、記載のとおり令和 6 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの 3 か月間、町長の給与 10 分の 1 額を減額するものでございます。また、副町長におきましては、令和 6 年 1 月 1 日から同年 2 月 29 日までの 2 か月間、10 分の 1 額を減額するものでございます。第 2 条の教育長の給与についてですが、令和 6 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの 3 か月間、10 分の 1 額を減額するものでございます。施行期日につきましては、公布の日からとさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

野木議長	<p>質疑を求めます。</p> <p>上滝議員。</p>
上滝議員	<p>はい。座ったまま失礼させていただきます。</p> <p>今、総務課長からご説明がありましたけれども、その内容について懲罰委員会というのは、いつ、誰が決めたものかということを知りたいということと、2点目に、これはちょっと優し過ぎると言うか、責任についての減額にしては少ないのではないのかと思うのですが、これについてもお答え願いたい、以上。</p>
野木議長	<p>辻中総務課長。</p>
辻中 総務課長	<p>まず、懲罰委員会の部分ですが、メンバーとしては、副町長と次長と参事になります。今回のこの減額等は、その懲罰委員会とは別のものですが、一応懲罰委員会としては、そのメンバーで行っております。</p>
野木議長	<p>中井町長。</p>
中井町長	<p>上滝議員の質問は、町政の責任者として、この金額は軽いのではないかと、処分が軽いのではないかとというようなご質問かと思えます。</p> <p>先ほどの懲罰委員会というのは、職員の処分を決める懲罰委員会です。そして、それに基づき、今回の責任をどういう形でとっていくかというときに、自ら判断した結果がこういう形になっております。こういった事例は、近隣町村や全国の市町村でもございます。そういったものを参考にしながら、適正であるという判断のもと、今回この減額という形をとらせていただくというのが今の状況でございます。</p> <p>ただ、この給与の減額のみならず、やはり再発防止、リスク回避をしていくのが我々の責任ですので、そういったことに向けて今取り組んでるところ</p>

	<p>です。そういったことも含めて一体的に捉えていただけたらと思います。以上でございます。</p>
野木議長	<p>上滝議員。 起立でお願いします。</p>
上滝議員	<p>はい。言わんとする心意気は分かるねんけど、議員としては、やはりその中に議長を含めるとか一般の人も入れるとかいうような、少数でも構いませんが、今の懲罰委員会では、役場の職員が3人や4人で決めておるといようなことでは、ちょっとこの重みが分かってないなと思うのですけども、そこらはどうですか、町長。</p>
野木議長	<p>中井町長。</p>
中井町長	<p>懲罰委員会の在り方ですが、あくまで私が今、条例改正の提案をさせていただいているのは、私は選挙で選ばれた人間ですので、懲罰委員会にかけるというか、自ら判断して条例の改正を提案させていただきます。ですから、そこに議長が入るとかいうのは、組織として職員の不祥事があったときには、懲罰委員会で方向性を出すというのが懲罰委員会であって、今回の条例改正を出させていただいているのは、自ら減額をするという意思表示でございます。それが5割なのか、1割なのか、2割なのかといったことも、近隣町村や全国の市町村で、不祥事があったときの事例を参考にしながら提案をさせていただいてるということですので懲罰委員会は関係ございません。</p>
野木議長	<p>上滝議員。</p>
上滝議員	<p>一般的にそれはそうかも分らんけども、懲罰委員会の目的そのものがそれで良いのかなと。そういう条例があれば、例えば議長を入れるとかいうことをしても良いのかなと、我がらが我がらで罰則規定を決めて、それに従っ</p>

	<p>て3割カット、2割カット、1割カットというのでは、どうも私の意に沿わないので、この分については反対をいたします、以上。</p>
野木議長	<p>辻内議員。</p>
辻内議員	<p>すいません。上滝議員と同様の質問ですが、この後、恐らく総務文教厚生委員会に付託されると思いますので、そちらのほうでもう一度、私も質問させていただき、きっちりご回答願いたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
野木議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>質疑がないようですので、これで質疑を終わります。</p> <p>おはかりします。</p> <p>本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「異議なし」 の声あり ）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は総務文教厚生委員会に付託することにいたします。</p> <p>日程6 議第39号「吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 事務局朗読 ）</p> <p>説明を求めます。</p> <p>辻中総務課長。</p>
辻中 総務課長	<p>それでは、議第39号「吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて」ご説明を申し上げます。3ページをよろしくお願ひいたします。</p> <p>改正の主旨につきましては、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改正に準</p>

じ、本町の一般職の職員の給与を国家公務員の給与に準じたものとするものでございます。目的につきましては、地方公務員法の第24条の規定により、職員の給与は国の給与等を考慮して定める必要があるためということでございます。改正する条例の概要につきましては、改正概要をご覧いただきまして、国の俸給表の改定に準じた給料表の改定でございます。今回の改正につきましては、若年層を中心とした給与月額の上昇が行われておるような状況でございます。また、国家公務員の期末手当勤勉手当の給与月額に準じ、次のとおり改正ということで、一般職の職員につきましては年間で0.15、定年前再任用短時間勤務職員につきましては、年間で0.05の増額となっております。また、施行期日につきましては、条例案第1条関係の令和5年度分につきましては公布の日から、第2条関係の令和6年度分につきましては、令和6年4月1日から施行とさせていただきます。ご審議のほうよろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

辻内議員。

辻内議員

即答は結構ですけれども、これによって町の職員給与のラスパイレス指数がいくらになるのかということ、この後また付託されると思いますので、委員会でご説明をお願いいたします。

野木議長

ほかにございませんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 7 議第 40 号「吉野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

( 事 務 局 朗 読 )

説明を求めます。

辻中総務課長。

辻 中  
総務課長

失礼いたします。議案説明資料の 4 ページをご覧いただきたいと思いません。議第 40 号「吉野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて」ご説明をさせていただきます。

改正の主旨といたしましては、会計年度任用職員の給料表を改めるものでございます。目的につきましては、国家公務員の給与改定に準じ、本町一般職職員の給与表を改めることから、会計年度任用職員の給料表についても、一般職の職員の給料表に準じたものとするための改正でございます。根拠法令等につきましては、常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いについてということで、そちらの通知に基づくものでございます。改正の概要についてですが、給与表の改正ということで、一般職職員の給料表に準じた改正を行いたいということで、今回条例改正案を提出させていただいております。施行期日につきましては、公布の日からということです。ご審議をよろしくお願いしたいと思います。

野木議長

質疑を求めます。

( 「質 疑 な し」 の声あり )

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

( 「異 議 な し」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 8 議第 41 号「吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

( 事 務 局 朗 読 )

説明を求めます。

戸毛町民税務課長。

戸毛町民  
税務課長

失礼いたします。それでは、議第 41 号「吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて」議案説明資料 5 ページを基にご説明させていただきます。

今回の改正の主旨でございますが、国民健康保険法の一部改正により、国民健康保険被保険者の産前産後期間における国民健康保険税が免除される制度が創設され、令和 6 年 1 月 1 日より施行されることに伴い、吉野町健康国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。目的といたしましては、先ほどの提案理由にもありましたように、政府で進めております「全世代対応型の持続可能な社会保障制度」を構築するため、健康保険法の一部が改正されることに伴い、子ども・子育ての支援の一環として出産時における保険税の負担軽減を図るものでございます。

改正する条例の概要についてご説明を申し上げます。改正概要といたしまして、出産予定の被保険者の産前産後期間における所得割額並びに均等割額を免除するものでございます。概要といたしましては、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月の 4 か月間、また、双子などの多胎妊娠の場合は、出産予定月の 3 か月から出産予定月の翌月の 6 か月間を免除するものでございます。なお、本年度対象になる被保険者といたしましては、現行 3 名を把握しております。施行期日につきましては、令和 6 年 1 月 1 日を予定しております。以上、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

野木議長	<p>質疑を求めます。</p> <p>質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。</p> <p>おはかりします。</p> <p>本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「異 議 な し」 の声あり ）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は総務文教厚生委員会に付託することにいたします。</p> <p>日程 9 議第 42 号「吉野町手数料条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 事 務 局 朗 読 ）</p> <p>説明を求めます。</p> <p>戸毛町民税務課長。</p>
戸毛町民税務課長	<p>失礼いたします。それでは、議第 42 号「吉野町手数料条例の一部を改正することについて」ご説明を申し上げます。</p> <p>まず、改正の主旨でございます。戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正により、手数料を改正する点が 1 点。それから、コンビニ等に設置されている多機能端末における証明書の交付手数料の改正と以上 2 点を改正の主旨としております。目的といたしまして、証明書交付における住民の利便性向上及びマイナンバーカードの利用促進を挙げております。根拠法令につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>それでは、改正する条例の概要をご説明申し上げます。改正する条例につきましては、吉野町手数料条例。改正の概要としては、大きく 3 点となっております。まず 1 点目、手数料条例の別表第 2 項並びに別表第 5 項で戸籍の記録事項を証明書、それから除籍記録事項証明書ということで、これが現行では本籍地の戸籍につきましては、本籍のある自治体のみでしか発行してお</p>

りませんが、今後、本籍地以外で戸籍もしくは除籍の記録事項証明書の広域交付が始まることに伴いまして、いわゆる近隣の自治体で戸籍をとることが出来るよう規定をするものでございます。新たにその条文を加えるという考え方でございます。なお、金額につきましては、第2項につきましては現行どおり450円。別表の第5項につきましては、750円ということになっております。

それから2点目、別表第3項 戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料と別表第6項 除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料ということで、これにつきましては、本籍地以外での戸籍、除籍の記録事項証明書の広域交付の際に必要な識別符号の発行に関する手数料を追加するものでございます。少し話が難しいのですが、今後戸籍を符号化して行政機関に戸籍を提出する場合、発行自治体で符号のみを発行し、求め応じられている行政機関にその符号を渡しますと、それを受け取った行政機関で戸籍の内容を法務省から副本のデータを取ることが出来るということで、いわゆるペーパーレス化が進むということと符号のみで済むということになります。これが戸籍法の改正に伴い出来るようになりましたので、改めてこの手数料を追加するというので、電子戸籍証明書提供用識別符号の発行手数料が400円、除籍電子証明書の提供用識別符号発行手数料が700円と新たに規定するものでございます。

最後3点目、別表第21項の住民票の写し交付手数料、別表第24号の印鑑登録手数料。これにつきましては、現行窓口でコンビニ交付を含めて300円で発行しておりますが、従前からお願いしていますように、今後、郵便局にも交付端末を置くということもございまして、より多くの方にこれを活用していただきたい、また窓口業務の一部負担軽減にもなりますので、コンビニ交付等で住民票の写し、または印鑑登録証明書を発行する際につきましては、200円に減額するという形で条例を改正するものでございます。

なお、施行期日につきましては、令和6年3月1日を予定しております。以上、ご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

野木議長	<p>質疑を求めます。</p> <p>上滝議員。</p>
上滝議員	<p>今、ご説明いただいたわけですが、とりわけ分かりにくいのは、住民票や印鑑証明書を200円に改正をすると、その各町村の状況はどうなのかということをお教えいただきたいということが1点。あと1点は、住民登録は6,000何人というふうに住民票では上がってますね。そのうち、転出されても本籍地を置いている方がどのくらいおるものか教えていただきたい。多いと思うけどもよろしく。</p>
野木議長	<p>戸毛課長。</p>
戸毛町民 税務課長	<p>失礼いたします。今、上滝議員のご質問2点あったかと思えます。</p> <p>まず1点目のコンビニ交付手数料の差額を設けているところでございますが、市のほうでは、手数料を減額しているところは県内でも多くございます。なお、市によっては期間限定でコンビニ交付を10円にするというようなどころもございます。ただし、これは期間限定というところで、吉野町が今回提案させていただいております恒久的に200円にするということにつきましては、香芝市であったり生駒市であったりとかはそのように進めております。それから王寺町も同じくそのような考え方で、いわゆるコンビニ交付をどうするかという考え方でございますけども、今後やはり窓口に来ずに自分で発行していただくということもございますので、コンビニ交付で発行していく際には、やはり減額が必要であろうと担当課としても考えまして、全国的にもこの流れが進んでおりますので、郡内ではまだ取組を進めているところはございませんけれども、先立ってこれを進めたいと考えております。</p> <p>それから、住民票と本籍人口ですが、本籍人口は1万5,000から2万の間やったと思いますが、吉野町に本籍を置かれておられる方は2万弱。また改めて詳しい数字をお伝えしたいと思いますが、住民票は今おっしゃいましたように6,000戸以上ありますけども、本籍はおおよそ万単位を吉野町で管理</p>

	をさせていただいてるということでございます。
野木議長	上滝議員。
上滝議員	改正の主旨はよく理解出来ますけども、本籍地が1万5,000人とか言いましたな。本籍地を置いてあつての吉野町の特典というのはあるんですか、ないんですか。それだけお答え願いたい。
野木議長	戸毛課長。
戸毛町民 税務課長	本籍地を置いておかなければいけない、これも法律的な問題でございまして、議員おっしゃいますように、特に本籍地を吉野町に置いて、住民票は他所に置いておくという方が多くございます。今回、なぜこの広域交付が進むかと言いますと、いわゆる本籍地のところに住民の方が来なければならないというようなことで、相続をされる場合は必ず吉野町に来ないといけない方が数字の前後でございますが1万人程度おられるということでございまして、利便性を図るという点からも、ここにつきましては広域交付を進めるということは、本籍地を吉野町に置いてあるからといって、決して良いことばかりではないとのことです。相続等につきましては、かなり手間が伴いますので、国もそこを踏まえて広域交付を進めるということでございます。
野木議長	ほかにございせんか。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございせんか。  ( 「異議なし」 の声あり ) 異議なしと認めます。

よって、本案は総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 10 議第 43 号「吉野町立認定こども園条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

( 事 務 局 朗 読 )

説明を求めます。

上林教育次長。

上 林  
教育次長

それでは私から議第 43 号「吉野町立認定こども園条例の一部を改正することについて」ご説明をさせていただきます。議案説明資料 7 ページをご覧くださいと思います。

改正の主旨でございますが、吉野町立よしのこども園と吉野町立わかばこども園を一園化するため、条文の一部を削除するものでございます。目的でございますが、幼稚園型認定こども園である「わかばこども園」の園児数が加速度的に減少し、社会性が著しく発達するこの時期に一定数の集団の中で学ぶことが重要であり、現状の二園体制を一園体制に再編することが必要であるための条例改正でございます。改正する条例の概要でございますが、第 2 条中にごございます「(名称) わかばこども園」及び「(位置) 吉野町大字柳 542 番地」を削除するものでございます。施行期日を令和 6 年 4 月 1 日で予定しております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

辻内議員。

辻内議員

この条例の内容は第 43 号も 44 号も理解するのですが、まだ条例が可決されていない中で、吉野町のホームページから教育委員会のところへ行くと令和 6 年度吉野町立認定こども園等の園児用を募集しますとあるわけです。質問のお答えは付託される委員会で結構ですが、質問は仕事の順序として正しいのかということです。もしも、正しいならそれで結構ですし、間違ってい

るのなら、間違いに至った理由を委員会できっちりと説明していただきたい。よろしく願いいたします。

野木議長

後日、委員会で説明をお願いいたします。

ほかにございませんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございせんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 11 議第 44 号「吉野町立学校設置条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

( 事務局朗読 )

説明を求めます。

上林教育次長。

上林教育次長

それでは、議第 44 号「吉野町立学校設置条例の一部を改正することについて」ご説明をさせていただきます。説明資料の 8 ページをご覧くださいと思います。

改正の主旨は、吉野町立よしのこども園と吉野町立わかばこども園を一園化するため、条文の一部を削除するものでございます。目的等は、先ほどの吉野町立認定こども園条例と同様でございます。改正する条例の概要でございますが、条例第 1 条中「幼稚園」を削除するものでございます。第 4 条を削除するものでございます。施行期日でございますが、令和 6 年 4 月 1 日を予定しております。ご審議のほう、どうぞよろしくお願いいたします。

野木議長	<p>質疑を求めます。</p> <p>質疑がないようですので、これで質疑を終わります。</p> <p>おはかりします。</p> <p>本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「異 議 な し」 の声あり ）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は総務文教厚生委員会に付託することにいたします。</p> <p>日程 12 議第 45 号「吉野町老人福祉センター及び吉野町老人福祉センター付設ゲートボール場に係る指定管理者の指定について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 事 務 局 朗 読 ）</p> <p>説明を求めます。</p> <p>吉村長寿福祉課長。</p>
吉村長寿福祉課長	<p>失礼いたします。議第 45 号「吉野町老人福祉センター及び吉野町老人福祉センター付設ゲートボール場に係る指定管理者の指定について」でございます。議案説明資料 9 ページをお願いします。</p> <p>1 根拠法令 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項、議会の議決でございます。それと、設置条例といたしまして、老人福祉センターとゲートボール場の設置条例。また、吉野町公の施設における指定管理の指定手続に関する条例でございます。</p> <p>2 指定管理の概要といたしまして、施設の名称吉野町老人福祉センター、また吉野町老人福祉センター付設ゲートボール場でございます。指定管理者となる法人でございますが、団体といたしましては、社会福祉法人 吉野町社会福祉協議会でございます。指定の期間は、令和 6 年 7 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間といたします。指定管理させる施設の管理運営業務の概要につきましては、お示しのとおりでございます。ご審議のほど、</p>

<p>野木議長</p>	<p>どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>質疑がないようですので、これで質疑を終わります。</p> <p>おはかりします。</p> <p>本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「異 議 な し」 の声あり ）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は総務文教厚生委員会に付託することにいたします。</p> <p>日程 13 議第 46 号「令和 5 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 11 号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。</p> <p>黒田参事。</p>
<p>黒田参事</p>	<p>ご説明申し上げます。提出議案等説明資料の 10 ページご覧ください。議第 46 号 令和 5 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 11 号につきましてご説明いたします。</p> <p>まず、歳入歳出の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 5,745 万 3,000 円を追加し、補正後の歳入歳出の予算額を 63 億 9,758 万円とするものでございます。債務負担行為の補正でございますが、老人福祉センターの指定管理委託につきまして、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間に係る費用の限度額を 4,000 万円に税制度の改正並びに物価変動、電気及び水道料金改定による増減額を加算した額とするものでございます。続きまして、地方債の補正でございますが、緊急自然災害防止策につきまして、限度額を 330 万円にするものでございます。上水道安全対策につきましては、限度額を 270 万円増額し、3,320 万円にするものでございます。</p> <p>また、歳入の補正といたしまして、15 款「国庫支出金」で、子供のため</p>

の教育保育給付費負担金及び社会保障税番号制度システム整備費補助金を合わせて、930万9,000円の増でございます。16款「県支出金」につきましては、施設型給付費等負担金48万1,000円の増でございます。続きまして、19款「繰入金」4,166万3,000円につきましては、町営住宅改修基金繰入金及び財政調整基金を取り崩すものでございます。22款「町債」につきましては、先ほど地方債の説明でさせていただきましたとおりでございます。

続きまして、歳出でございます。主なものといたしまして、全款にわたり職員給与費といたしまして、給与改定等に伴い1,050万円を補正するものでございます。2款「総務費」内で、戸籍住民基本台帳事業831万6,000円、法改正に伴うシステム改修委託料でございます。3款「民生費」内で、介護保険特別会計繰出金52万8,000円、こども園管理総務事業283万2,000円、管外保育委託料の増でございます。4款「衛生費」内で、新型コロナウイルスワクチン接種事業2,681万2,000円に関しましては、昨年度のワクチン接種事業で交付された補助金のうち、不用額を返還するものでございます。また、水道事業特別繰出金270万円の増でございます。7款「土木費」内で町営住宅管理事業200万5,000円、河原屋町営住宅借地料の増でございます。最後に、9款「教育費」の内、中央公民館等管理運営事業126万円、運動公園施設維持管理事業250万円につきましては、主に電気代高騰に伴い増額補正するものでございます。以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程 14 議第 47 号「令和 5 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 2 号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。

吉村長寿福祉課長。

吉村長寿  
福祉課長

失礼いたします。議第 47 号「令和 5 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 2 号について」でございます。議案説明資料 12 ページをお願いいたします。

保険事業勘定といたしまして、1 補正予算の概要といたしまして、補正前の額 13 億 2,291 万円、補正額 52 万 8,000 円。補正後の歳入歳出予算額 13 億 2,343 万 8,000 円でございます。

歳入の補正といたしまして、6 款「繰入金」52 万 8,000 円。こちらは一般会計繰入金（事務費繰入金）でございます。

歳出の補正といたしまして 1 款「総務費」補正額 52 万 8,000 円。一般管理事業（システム改修委託料）これにつきましては、次期介護保険第 9 期に制度改正がございますので、そのシステム改修費用等でございます。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

（ 「異 議 な し」 の声あり ）

異議なしと認めます。

よって、本案は予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程 15 議第 48 号「令和 5 年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）」

	<p>第1号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。</p> <p>山本暮らし環境整備課長。</p>
<p>山 本 暮らし環境 整備課長</p>	<p>失礼いたします。議第48号「令和5年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第1号について」提出議案説明資料の13ページを基にご説明をいたします。</p> <p>補正予算の概要及び金額について2番に記載しております、収益的支出の補正は、第1款「水道事業費用」給与改定による53万円の増額を求めるもので、補正後の額を3億7,874万円に定めるものでございます。それにあわせて、4番の流用禁止項目であります職員給与費、こちらの上限額を53万円に増額変更し、補正後の額を3,797万円とするものでございます。また、3番に記載しております資本的収入の補正については、橋屋地区配水管布設替工事の人件費や材料単価等の高騰により、工事費が当初予算額に比べ増額となった部分への出資金の増額270万円を求めるもので、補正後の資本的収入の額を1億8,793万円に定めるものでございます。以上が、令和5年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第1号の概要でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>野木議長</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>質疑がないようですので、これで質疑を終わります。</p> <p>おはかりします。</p> <p>本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「異 議 な し」 の声あり ）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は予算決算特別委員会に付託することにいたします。</p> <p>日程16 発議第3号「庁舎整備等に関する調査特別委員会の設置につい</p>

て」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

( 事 務 局 朗 読 )

本案は、吉野町会議規則第14条第3項に基づく委員会提出です。

議会運営委員会 中西委員長の説明を求めます。

中西委員長。

中西委員長

議会運営委員会委員長の中西でございます。

ただ今、提案いただきました発議第3号「庁舎整備等に関する調査特別委員会を設置することについて」につきまして、委員会を代表してご説明申し上げます。

現在、本町では本庁舎の耐震性不足等の理由により庁舎整備に関し急務を要しており、以前から本町議会または委員会においても審議を重ねてきたところであります。

本案件は町民の関心も高く、また行政サービス等の変革や庁舎整備に関する事項は、町行政全般にわたる総合的な施策に関するものであるため、今後所管が複数の常任委員会にわたり、議論が複雑化することも考えられます。

このことから、特別委員会を設置し、常任委員会の所管事項から切り離すことで、より密な調査及び審査を行う場を整えることが望ましいと考え、提出するものでございます。

本案については、議会運営委員会において協議した結果、設置することについて全議員の意見が一致いたしましたので、ここに提案するものであります。以上を説明とさせていただきます。

野木議長

本案は、ただ今の議会運営委員会 中西委員長の議案説明にもございましたとおり、全議員の提出意見が一致しておりますので、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、発議第3号について直ちに採決することに決しました。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

庁舎整備等に関する調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が議会にはかつて指名することとなっております。

また、委員会条例第8条第2項の規定により、各委員会の委員長及び副委員長は委員会において互選することとなっておりますが、この場で互選することといたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認めます。

互選の方法について意見を求めます。

中西議員。

中西議員

議長に一任でお願いいたします。

野木議長

ただ今、議長による指名推薦の声がありましたが、これに異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認めます。

それでは、委員長及び副委員長を議長より選任をいたします。

選任の結果を事務局から報告願います。

坂本

報告させていただきます。

事務局長

庁舎整備等に関する調査特別委員会委員長に辻内正誠議員、副委員長に藤



一般的にしますが、責任は追及したが原因を追求していないのではないかと  
いうことをございます。

例えば、2005年にJR西日本の福知山線で起きた悲惨な事故の直接要因は、  
運転主のスピードの出し過ぎで、これは責任者を追及すれば終わるわけ  
です。しかし、その後の調査報告では、真の原因であるJR西日本の企業体質  
を問題視しております。今なお、これは続いていると理解しております。ま  
た、最近では日本大学のアメフト部の麻薬事件があります。これも悪いのは  
逮捕された3人の学生です。しかし、多くの専門家はアメフト部の体質、あ  
るいは日本大学の経営の在り方そのものを問題視しております。

そこでまず、そもそも論の話なのですが、この事件が起きた組織は、令和  
4年4月に新しい組織として運動公園に出来た組織です。この役場から離れ  
た場所にある小さな組織がなければ、この不祥事は起こらなかったのかも  
しれません。よって、この組織が出来たときのことを復習いたしました。令  
和4年1月25日、約2年前の総務文教厚生委員会の録画を自分で見直しまし  
た。約50分間、運動公園とカヌー競技場の利活用に関して質疑応答があ  
りました。その中で各議員の質問に対して、中井町長は4回も5回も「再構築」  
という言葉を使って説明されていきました。私自身は、1枚目の方向性のA4  
に書いてある「津風呂湖周辺地域資源の一体化を生かした官民連携による地  
域活性化を図る」ということは、あまりにもテーマが大きいのではないかと  
いうことを言わせていただきました。すいません、これがそのときの資料で  
す。

そこで、町長にお尋ねいたします。この「津風呂湖周辺の資源を一体的に  
生かした地域活性化」2年経ちましたけども、全体が10合目までであるとす  
ると、今何合目ぐらいまで進んでますか。具体的な例を言いますと、カヌー  
場は確かに動いてます。クラブや町外の人にも使っていただいている。しか  
し、カヌー場と運動公園を結ぶような道路の議案すら出てこないということ  
では、私はちょっとどんなもんかいなと思うわけです。簡単にどこまで進ん  
でるか、自分の感覚で結構ですので、町長にお願いいたします。

野木議長	中井町長。
中井町長	<p>辻内議員の一般質問にお答えをさせていただきます。</p> <p>不祥事からスタートした質問でございますが、カヌー競技場と吉野運動公園の今の進捗状況でございます。</p> <p>4月からスタートしております。カヌーの職員も専門人材を採用し、カヌー艇庫に配置しながらやっております。ただ、おっしゃるように当初の活用方針の「津風呂湖周辺の地域を一体的に生かした官民連携」これはまだ、2割程度かなと思っております。</p> <p>ただ、そこに対しましては、職員の配置やマンパワー的なことも十分ございます。さらには、DMO 法人組織として吉野ビジターズビューローがございます。このカヌーの再編に向かっては、観光連携やスポーツツーリズムの兼ね合いもございまして、そういったことともしっかり連携しながら、大会までにそういったプログラムを組めるようにとソフト的なことも含めて考えていかなあかん時期かなと思っております。何よりも大きいのは、この大きなテーマに向かっていくときに、吉野運動公園とカヌー艇庫、特に運動公園に関しましては、これから大規模改修等々が入ってきます。その中で直営に切替えたのも、やはり民間企業に絡んでいただかないと、今後の大規模改修と維持運営がしにくいかなというところがございましたので2割程度です。</p> <p>ただ、一つだけ言えることは、津風呂湖観光協会で事業をやっていただけてます。その中で8月だったと思いますけれども、ダムの見学会やカヌーの体験などの情報発信をしていただいて、非常に多くの方が来られました。そういった意味で、地域内での官民連携というのは少し進んでいるかなというように感じでございます。以上でございます。</p>
野木議長	辻内議員。
辻内議員	はい、ありがとうございます。私も1合目か2合目かなというような感覚でしたので、同じような感覚です。

	<p>またちょっと質問の視点を変えまして、町長もしくは副町長にお尋ねするのですが、これは土居教育長になる前の話ですが、利活用の方針の資料もしくは同等のもの、私が今、町長にお渡ししたものですけども、これを土居教育長に30分でも1時間でもきっちりと膝を突き合わせて説明されましたか。今のこの組織の責任者は土居教育長ですけど、どうですか。したか、しないかだけ一言お願いいたします。してない理由は言ってもらわなくて結構です。したか、しないかですから、二つに一つしかない。</p>
野木議長	<p>中井町長。</p>
中井町長	<p>この件に関しましては、教育行政の中でしっかりと膝を突き合わせてやったかと言えば、やってございません。</p>
野木議長	<p>辻内議員。</p>
辻内議員	<p>それはやっぱりおかしいですよ。我々、議会に対して委員会もしくはその後の予算案が結局通ってるわけです。その組織が教育委員会の中に出来て、その教育委員会のトップは教育長です。その教育長が変わったんやったら、その教育長に町長なり副町長の思いをきっちり伝えないとあかん。</p> <p style="text-align: center;">（ 「その通りや」 の声あり ）</p> <p>これが出来てない、これがおかしい。それで事業進まない、これは当たり前。</p> <p style="text-align: center;">（ 「そらせや」 の声あり ）</p> <p>よっぽどしっかりした人があの体育館にいて、ガンガンやって「教育長こうですわ」「こういうことを我々は、町長から指示もらってるんですわ」と言ってやらない限り進むわけがないのです。そんなことで良いのかということをお私に言いたい。</p> <p style="text-align: center;">（ 「その通り」 の声あり ）</p> <p>次に質問をちょっと変えますけども、今年の4月から今回の事件が起こ</p>

	り、逮捕されるまでの約半年の間に町長、副町長、教育長、教育次長は、何回吉野運動公園へ行って「どうしとる」「元気か」「何か問題ないか」この一言でも良いです、何回行きましたか。町長から順番に回数だけで結構です、理由も何も要りません。
野木議長	町長から順番に、中井町長。
中井町長	事件までに足を運びましたけれども、その日は定休日でしたので、結果的にはゼロでございます。
野木議長	和田副町長。
和田副町長	職場へということでは行っておりませんが、清掃活動とか津風呂湖の掃除とかについては、職員と一緒にした記憶がございます。
野木議長	土居教育長。
土居教育長	うちは担当でございますので、毎週水曜日に朝礼を行っております、そこで推進室長も交えて打合せ、あるいは報告、指示をしています。そのことに加えて、適宜…… ( 「いや、私は行っているかどうかを聞きたい」 の声あり ) 適宜行ってはおりますが、正確な回数まではわかりません。
野木議長	上林次長。
上林教育次長	私も週一回の会合をしておりますが、向こうへ行った正確な回数というのは数えておりません。
野木議長	辻内議員。

<p>辻内議員</p>	<p>別に回数がどうこうじゃなくて、本当言えば、この中にもおられるのですが、自分の組織が三つに分かれていたら週に最低2、3回は行って「どうしとるんや」「なにしとるんや」ということをやってこそ、職員のモチベーションも上がると思うのです。それをなくして「任しとくで」では……奈良市にこの吉野町の運動公園があるのだったら、それはわかります。でも、10分か15分のところにあるわけですから、そこはもう一度、組織の長としてのやり方をよく考えていただかないと、こんなことでは、最初の目的である「地域資源を生かした地域活性化」が進んでいくわけがない。自分の組織が何をするか、そもそも教育長が知らんねんから。おかしい。</p> <p>質問の視点を変えます。役場の比較的若い職員がたくさん辞めていかれまます。私と同年代ではありませんので、本人の希望で辞めること自体はあまり問題だとは思いません。しかし、この役場組織のわずか100人ほどからしたら、あまりにも多い。もしかしたら、今までの話のように、組織には何らかの目的なり目標があるはずなのに、これが十分に共有されていない。あるいは、やろうとすると何らかのブレーキがかかり、もうこんなブレーキのかかる職場は嫌だとなっているのではないかと危惧するわけでございます。きれいな言葉が並んだ目標だけがあっても、町長、副町長や課長が、それを砕いて指示に全く落とし込んでくれない、やる気もない。こういう、日々事なかれ主義でやっていたら、オーケーにする職場に嫌気がさす。私は、今回の運動公園の事件は単に個人の問題ではなくて、吉野町の組織風土、もしくは仕事を辞めていこうとする気が起こる職員の芽を摘むような体質、そういうものが根の深いところで思うわけです。</p> <p>町長にお尋ねします。辞める職員が多いことと今回の盗撮事件が全く無関係だと思われませんか。それとも、役場の体質として突き詰めていくと、どこか根の深いところでつながっていると思いませんか。無理があると言うかもしれないですけど、私はつながっていると思います。一言でお願いいたします。</p>
<p>野木議長</p>	<p>中井町長。</p>

<p>中井町長</p>	<p>一言で捉えられる問題ではないかと思っています。なぜかと言いますと、私も議員時代はずっとこう見てきました。私が町長に就任した後は、人材育成や組織風土の改革というの、町政を担う1人としてやってきました。ですから、先ほどの形で私も就任当初、上下水道へ行かせていただいたり、長寿にも行かせていただきました。ただ、この4月から運動公園に行けなかったということに関しては、私も反省はしております。しかし、どこかに行ったついででも良いので、行きたいという思いは今も変わっておりません。</p> <p>ただ、今回の不祥事でございますが、そういったことが起きないように人材育成方針を見直し、メンター制度や様々な人事評価によりモチベーションがどう変わっていくか。そして、若手職員を中心としたアイデア会議によって横の連携を作る。そういったところから、今の組織風土がどうなのかというところを見たかった部分もございます。ただ、職員の全てを私も見ているわけではございません。その中で、やはり少しでも働き方やマインド、モチベーションが低くなるような要因を排除していくということが必要である。ですから、今回の不祥事とどういう因果関係があるか、今の段階では分かりません。ただ、事件が起きたことに関しては、やはり風土、そして制度の見直し、そういったものは考えていくつもりでございます。</p>
<p>野木議長</p>	<p>辻内議員。</p>
<p>辻内議員</p>	<p>ありがとうございます。はっきりと関係ないと言わなかったことについて、ありがとうございます。</p> <p>私は、もう一度、繋がっているんちゃうかなという目で見たら、何か新しい発見があるんじゃないかと私の経験からも思いますので、よろしくお願ひします。</p> <p>この質問の最後に二つお尋ねいたします。まず1点目、簡単な内容です。ここにおられる理事者の方全員にお尋ねいたします。「人はなぜ動くのか、なぜ働くのか」こういう視点で組織運営の基本の一つとされている「マズロ</p>

一の欲求5段階」というのがございます。これ、内容説明しろとは言いませんから知ってる方は挙手を願います。聞いたことあるぐらいでも結構です。これは、グーグルで検索してもらったら、すぐ分かるんです。簡単に浅く勉強しようと思ったら、1時間もあれば出来ます。やっぱり人がなぜ動くのか、なぜ働くのかというのを自分の頭の中で整理して、職員のレベルというか欲求の度合いに応じた仕事を与えないと、当たり前だけど辞めていくんです。そういうことを、きっちりやっていくということを、これは別に課長さんだけじゃなくて、実はこのテレビは、職員の方でもたくさん見ている人がいるんです。今、職員の方はテレビを見てはるんやったら、グーグルで「マズローの欲求5段階」というのを一度調べてみてください。

最後に、町長にお尋ねもしくはお願いでございます。町長には先ほどお答えいただきましたが、私はこの組織というかこの町の体質、これは別に中井町長が悪いわけではなくて、もう30年40年と続いてきた中で出来てしまったものだと思います。そこで、自助努力では問題の洗い出しとか提案とか出来ないんじゃないかなと私は思ってます。多少お金かけてでも、組織論とか役場の在り方とかの専門家の方おられるじゃないですか、学校や国のほうにおられるのかもしれませんが、第三者の目で、それが2人のチームか3人のチームかそういう目で、一度洗い出しててみる、あるいは提言をもらう、そういうことをやったらいかがかと思うのですが、これについていかがですか。

野木議長

中井町長。

中井町長

内部の組織風土の改革や働き方改革、今回の不祥事を通して議会運営委員会でもこの件について、どう町として、私の責任の下で動いていくかというお話をさせていただいたと思います。第三者委員会という、一つの不祥事に対してだけではなくて、やはり今後の組織風土を変えていく、また行政サービスが町民の皆さん方へのサービスのリスクやミスをなくすように、そういったことも含めて内部統制の強化を図るための推進会議を立ち上げたいと

いうお話をさせていただきました。

こちらはまず、今回の不祥事を通してリスク回避と軽減、そして再発防止を目的に町長がトップとして立ち上げる組織でございます。これに関しては、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるように、これは町の組織ですが、それが行政サービスの提供等の事務を執行する主体である町長自らが組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別評価し、それぞれの対応策を講じるという組織になってきます。これは、全国の自治体でもそういったことをきっかけに、それぞれの組織体制の見直しを図っていくといったことも、先ほどの辻内議員がおっしゃっていただいた、今後の吉野町の働き方にも影響してくることかと思っておりますので、そういったことを準備会議を立ち上げて、推進会議、そして町の方針として策定し、報告をしながら、また議会の皆さん方や町民の皆さん方にも評価をいただくというような形で、少しずつ改革をしていきたいと考えています。

野木議長

辻内議員。

辻内議員

今の話ですが、やがて報告が何らかの形であるのでしょうから、また私の立場から住民目線から見て、それが働くのか働かないのかということで意見を述べさせていただきたいと思います。

いつも提案型で終わるのが私の一般質問ですので、最後に組織風土とやる気を変えることが可能だと思われる。私が前の企業で経験したことから二つだけ簡単なことを提案します。

まず、後で結構ですから「大企業病」というのを調べてみてください。大企業病という言葉もしくは大企業病の原因を調べますと、残念ながら大体吉野町に当てはまります。提案の一つ目は、組織の壁や上下関係を緩やかにするために、役職付で呼ぶのはやめませんかということです。全部「さん」付けにしましょう。新入社員が、中井町長のことを「中井さん」という風土でございます。例えば、町主催の式典でも司会の方は「まず、町長からお話を

いただきます。中井さん、ご登壇願います」とこういうことです。私は、前にいた会社で40歳前後で課長になったのですが、課長と呼ばれたことがございません。みんな「辻内さん」です。これは、私が40年前に入社したときは、上下の関係や壁の関係が全く変わってます。ただ、これには大事なことが一つあって、課長さんは「さん」で呼ばれても課長の責任を持つてること、これを絶対忘れてはいけない、これが一つ目です。

二つ目は、プレゼンの資料や説明資料に何をするか分からない言葉を使わない。使うなら具体的に何をするかを必ず示す。私の経験で言えば「何々を再構築する」「何々を強化する」といった言葉は、私が会社に入った頃はきれいな言葉として使われてました。でも、今ではそんな言葉使ったら、その資料を見た瞬間にもう終わりです。やり直し、もっと考えてこいということでございます。結局は、言葉で踊るのではなく、再構築のためには何をやるんやというのを深く考えれば、何をせなあかんというのが、一つ二つ三つ四つと出てきて、そこからだんだん一人ひとりが何をしたら再構築に繋がるんやなというのが見えてくるのです。そこが、ちょっと足らんのちゃうかなと私は思います。

提案二つの中ですけども、これから提出議案、特に予算のつく説明で「再構築」や「強化」という言葉だけで終わっているような議案は、私が議員である限り必ず反対しますので、対応をよろしく願いいたします。

それでは時間が迫ってまいりましたので、大きな二つ目の質問に移させていただきます。橿原市で6月に起きた、虐待で4歳の子供さんが死亡された事件でございます。橿原市は人口12万人、毎年赤ちゃんが800人前後生まれる大きな市です。よって私は、どこか対岸の火事のように思っていた節があり、私自身反省しております。私が知っております橿原市の市議会議員のお話を伺って、その方の活動だよりのここに虐待のことについて書かれてるのですが、高田こども家庭相談センターという県のセンターの役割が大きいと、これは高田市のものじゃなくて奈良県のもので、そこに初期対応をするメンバーが、3チーム15人程度おられると私が調べて、電話をして確認しました。その所管する範囲が、一部省略しますが、高田市、橿原市、

葛城市、香芝市、高取町、王寺町、広陵町、明日香村、そして吉野郡の全てとすごい範囲を僅かな人数で担当しております。そういうことを知ると、吉野町は大丈夫かなとちょっと心配になってくる節があるわけです。11月の広報紙を見ると、児童虐待かなと思ったらというページがありまして、連絡先がこども家庭センター、それから吉野町の長寿福祉課となっています。しかし、三茶屋には子供がいませんので、この例を出すわけですが、近所の子供が毎晩、親と思われる人にガンガン怒られて泣いているという状態を私が見れば、普通は警察に連絡を入れると思うのです。そこで担当課に質問するのですが、児童虐待に関する初期対応の際、警察、役場、こども家庭センターの役割と連携について簡単に、私ができるように説明していただければと思います。

野木議長

吉村長寿福祉課長。

吉村長寿福祉課長

児童虐待についての辻内議員からのご質問にお答えします。

まず、児童虐待の通告が入る先というのは、いろいろございます。この児童虐待の通告というのは国民の義務になっておりまして、通告するということに関しては政府機構なり、皆さんもテレビコマーシャルで通告するのは義務ですよという形で、オレンジリボンをかざしているコマーシャルを見たことがあると思うのです。今、町内で走ってるタクシーにも、このオレンジリボンのステッカーが張ってあるタクシーが数台ございます。

通告先は、基本的に国が言ってるのは、こちらに書いてありますように「189番（いち早く）」この番号に電話しますと、近くの児相に24時間つながる状態になっています。これの周知を徹底するため、11月は児童虐待防止月間という形で広報誌にも載せてます。コロナ禍でなかなか活動出来なかったのですが、町が周知する場合については、ホームページはもちろんです。広報誌やイベント等があるときに、このリボンを配布して啓発・啓蒙をするという形をとっております。

まずは、いち早く189番に電話をしてほしい。また、市町村に関しても要

対協の設置はしてありますので、そこに関しましては長寿福祉課が担当して  
ますが、役場も 24 時間受付対応していますので、全て私どもに連絡が入る  
ようになっています。警察に連絡していただいても結構です。警察でも、我々  
に連絡が入ります。また、児相にも連絡が入ったら、児相と連携をとりなが  
ら、すぐに動ける状態にしていますので、まずは通告をしてもらうというこ  
とが第 1 次です。そして、通告があつてから 48 時間以内に我々は子供の様  
子を確認する義務が課せられていますので、48 時間以内ルールというのを  
徹底して、警察、児相、我々、また関係機関の病院であつたり、それぞれの  
連絡を受けて我々が動いているという対応でございます。以上でございます。

野木議長

辻内議員。

辻内議員

ありがとうございます。時間もちょうど来ましたので、最後にまとめさせ  
ていただきます。今、吉村課長に説明していただいたように、どこの市町村  
でも担当しておられる課長さんクラスは、多少言葉は違えど同じような説明  
をされるのだと思います。しかしながら、檀原市で事件が起こってしまい、  
4 歳の子が亡くなったということは事実でございます。現在、檀原市の議員  
さんが書いてくれた活動報告書によりますと、檀原市と奈良県で合同検証チ  
ームをつくって、来年には提言書が出来てくる。つまり、今の仕組みでは働  
かない部分があるということが、結局表に出てくるのだろうと想像します。

是非、吉野町としても、対岸の火事じゃなく、他山の石とするべく、この  
出てくるであろう提言書から学ぶところは学び、取り入れるところは取り入  
れて、吉野町からは絶対にこんな悲惨な子供が出てこないことを切に願いい  
たしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

野木議長

続いていきたいと思います。少しお昼にかかりますが、よろしく願いい  
たします。

下中一平議員より出されております

	<p>(1) 町有財産（不動産）の現況と活用について</p> <p>(2) 新庁舎設置のスケジュールについて</p> <p>の一般質問をお願いします。</p>
下中議員	失礼いたします。一般質問のお時間をいただきまして、どうもありがとうございます。
野木議長	下中議員、どうぞ。
下中議員	<p>タイトルでも挙げさせていただきました町有財産、特に不動産の現況について活用等の質問させていただきます。</p> <p>庁舎のことでも話題に上がりましたが、吉野北小学校跡地、吉野小学校両方の学校も含めまして、吉野町にはたくさんの町有財産がある。吉野町のみならず人口が減っていく地方自治体の中で、公有財産の活用はもちろん処分も含めて検討していく必要があると総務省から通達もあるという現況だと思われます。国からの通達だけでなく、おのずと自分の町から、こうやって活用していこうやないか、こうやって処分していこうやないかというような計画があつて然りだと思われるのですが、準備段階とどういう形で今、進めているのかというところを、途中でしたら途中経過で構いませんので、ご説明よろしく願いいたします。</p>
野木議長	辻中総務課長。
辻中 総務課長	ご質問ありがとうございます。まず、公共施設の部分になるのですが、公共施設の総合管理計画ということで、吉野町では取組を進めております。総務省からは、最初は平成26年度に大臣通知ということで、公共施設等総合管理計画の策定を要請するというので、平成28年までに策定をしてくださいという要請があつたということで、吉野町においても、平成28年度に公共施設等の総合管理計画を策定しております。それからは、随時公共施設

等の総合管理に関する指針が出されておるのですけれども、国の改定に基づいて吉野町でも現況、公会計、固定資産台帳との突合作業というように、改定に合わせて突合の改正を行っているという状況でございます。今年度中に策定して、仕上がってくる。今までは、公有財産台帳と固定資産台帳に若干のずれがあったところもあるので、その突合作業を終わらせた後で、それぞれの計画を立てていくという状況でございます。令和5年度中には完成をさせていただいて、またお示しさせていただけるようになるかと思えます。以上です。

野木議長 下中議員。

下中議員 ありがとうございます。前回の議会で国栖小学校の進入路のお話の中で、自治会の土地を吉野町の進入道路の法面に即しているということから、更地にして、その状況下を吉野町のほうでしたという結果があったと思います。地域の方が求める要望というのはよく分かりまして、そうして頂いたら良いだろうって、これはもう町道に対する法面を自分のところに持っていて、そこが崩土の危険性があるから、もう町の土地にしてもらったほうが管理しやすいという地域の要望や声があるのも想像はつきます。駐車場として活用したらどうかという議員さんの声もあったと思いますし、僕もそう思うのですが、駐車場活用するにしても、生きた土地にするにしても、地域の方に活用していただくような運用方法が大事じゃないかと。言葉は悪いですが、猫の額のような土地を吉野町に集積しても、固めて活用することは出来ませんで、その指針や方針が出ているのなら、その土地はどう処分することが一番ふさわしかったのかというところに話は戻ってくるかと思うのです。先ほど、運動公園の大規模改修もこれから回ってくると言いましたが、同じものを管理してるだけでも、人口が減っていくだけで、一人あたりの所有面積は増えていく。時間が経てば経つほど、一人あたりが大変だという現況の、まず新しくなりますという説明の前に、まずそこが必要じゃないのかと思われるのです。町有財産を活性化するというところも並行して進めることが大事

	<p>なのですが、行きあたりばったりで、これをきれいにしよう、これを売ろうかというようなお話ではなく、計画性がやはり大事だと思われます。今、お尋ねした限り、具体的な計画というものに対しては、まだ何も出来ていないかのように聞こえたのですが、まだ活用に至るまでの財産の把握をしている、状況を一つずつ細やかに把握をしているという状況が、この令和5年度中なのでしょうか。</p>
野木議長	<p>辻中課長。</p>
辻中 総務課長	<p>先ほど申し上げましたが、今、ようやく国も公会計、固定資産台帳と突合し、それを十分反映した上での総合管理計画となるようにという指針改定があったということで、それに伴って令和5年度でその公会計をようやく入れて、固定資産台帳を入れるということは中期的な財政、例えば、修繕がいつぐらいになってとかいうようなところも、そこで見えてくるという状況になりますので、それをやった上で公共施設の総合管理計画を立て、個別施設計画につながるようなデータというのが、今年度にお示し出来るであろうと。そのあと、それに基づいて個別計画というのを立てていかないといけない。下中議員がおっしゃるとおり、まだその途中段階になっているということで、ご理解をいただきたい。</p> <p>それから、一人あたりの面積ということで、延べ床面積の数値目標等についてなのですが、具体的には前回の平成28年度に出した公共施設の総合管理計画、約30年後に5%から30%削減するというような形で記入をさせていただいたというところです。それを国から何ぼ以下にしやなあかんというようにお示しというのは、それは出すことが出来へん各市町村の建ってきた状況であったりとか、その財政規模であったりが違うということもあるので、その部分については、数値目標を記載するのが望ましいというような表現になっているというような状況です。</p>
野木議長	<p>下中議員。</p>

<p>下中議員</p>	<p>5%から30%でしたか、目標数値にすごく振れ幅がありまして、5%だったら何とか、30%だと3割かなりだなというところなのですが、これはあくまでも国からの数値でして、今課長がおっしゃられたように、市町村の成り立ちや状況によって、そこはおのずと自分たちで決めなさいということだと思うのです。国の指針を待っていましたが、これ以上細やかな25%にしないとか15%にしないというのはないと思うのです。結局、今の町の状況から理事者側から、例えば15%の目標を何年度に持つ、今は30年後と遠い未来でしたが、もう少し未来の10年後に何%、20年後に何%という計画立てていくことが大事なんじゃないかと思われるのです。その計画をまだ整理している段階だというご説明ですので、全く進んでないように聞こえてしまうのですが、そのことにつきまして、小出しで一つずつ進んでいるんですかということを重ねて聞きたいところなんです。というのは、冒頭にもありましたが、両小学校の活用は検討を实际されているでしょうし、腹案にもあられると思います。そしたら、今のこの大きな流れとは別で動いてるんじゃないかというところで、計画性がそこにどれだけあるのかというところも疑問視されてきます。良いところは、どんどん活用していただくことが大事ですし、難しいところは、やはり知恵を絞って処分するなり、活用するなりというところが難しいことだと思います。その総合性も含めまして、計画性をこれからでしたら、どのような形で立てて、期間も含め目安としまして、理事者側として、どのようなタイミングで、どのような活用に持っていけるよう、現町長のグランドデザインにどのような形でコミットしていけるというところがあるのかお尋ねしたいのですが、どうでしょうか。</p>
<p>野木議長</p>	<p>中井町長。</p>
<p>中井町長</p>	<p>自席から失礼いたします。先ほど辻中課長から、公共施設の総合管理計画の策定、これは国の方針に基づいてしっかり事務的にやらなあかんことです。それが今、途中である。私自身も就任した当時に両小学校が、小中一貫</p>

校で空いてくると。これは、あくまで位置づけは庁舎整備のときにも候補地として、この二つを挙げながら検討したというのは、やはり六つの小学校がそれぞれ利活用してまいりました。その中でこの二つは、今の人口減少の中で吉野町の地域経済活性化、そして学校の用途がもうなくなってしまう、だから用途変更も含めて1日でも早くやっけていくというのが私の方針でもありました。それと同時に、両地区から要望書が上がってまいりました。利活用を1日でも早くしてほしい、そういった意味で位置づけが若干個別施設計画の例えば、集会所とか支所であったとことちょっと違います。ですから、大きな位置づけのビジョンというのは、やはり政治の中で方向性を決めてやっけていくという、この二つに関しては若干違うかな。ただ、いろいろ公共施設がございますので、そこに関しては、個別施設計画をまずしっかりと立てないと出来ないというのが現状です。そのためには今、調べている形を、この施設は利用頻度がどれだけあるか、受益者はどういう方々を対象としているか。受益者からしてみたら、一年に数回しかつなげないともなくなったら困る。こういう位置づけも理解した上で、公共施設の個別施設計画をなくしていくか、売却していくかということを考えていかないといけない。ですから、今話の上、土地の状況ですけれども、それぞれの施設がどういう利用条件であるか、これは別に各担当課ですぐ調べることで、そういったことも踏まえて優先順位をつけていくというのが、この総合管理計画と個別施設計画の位置づけかなと思ってますので、それが出た時点では必ず何%とかいう方針が出せるかなと思ってます。

野木議長

下中議員。

下中議員

ありがとうございます。公共財産と公用財産、よく言葉に出ますけども、町民から見れば、公共は自分たちが使える公の公園など、公用は庁舎ですかそういうもの。正直に申しまして、住民サービスに関わる公共施設というのは、今まで町長も含めて、我々選挙で出てきている者からしましたら、町民サービスが低下する恐れのあるようなことは、なかなか口火を切って説

明することが出来なかった時代だったと思うのです。これからは、現況一人あたりの町有財産の面積、先ほどの例の話もあるのですが、全体の大きな流れの中で、どう活性化させていくかというすごく難しい状況下にあると思うのです。それをいかに言いにくいことでも、口火を切って説明していくかが大事だと思われまますので、その辺も含めてご検討いただけたら、計画も含めて大事なことだと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

二つ目の質問に移らさせていただきます。庁舎設置のスケジュールにつきまして、これも町有財産の不動産に含みますので、同じような切り口ではあるのですが、前回の9月議会でも同じことを質問させてもらっております。

行政サービスの改革と庁舎の整備についてという形で委員会でも説明を受けた記憶がございます。新庁舎の中で審議会を設置するという説明を受けましたが、それに対する頻度等が前に説明いただきました15名程度で半年間程度実施し、諮問内容は新庁舎整備に関わる基本コンセプト、新庁舎設備に関する基本方針、新庁舎整備地に関することと大きく見出しでご説明くださいまして、前回委員会です承した記憶があるのですが、この諮問内容の中に現況の……例えば財源とかは、その人たちに検討してもらおうような状況ではもちろんないかと思われまます。先ほど一般質問に入るまでに議会でも特別委員会を設置し、議論できる場所を議員みんなで発議させてもらって設置することになったと思われまます。それを含めまして、議論する場所がたくさん出来てきてしまう。その整合性も含めまして、まずどのような形で、これからの半年から1年で議論を広めたうち、まとめていくのかという大きな方向性をお聞かせ願ひするでしょうか。

野木議長

中井町長。

中井町長

この庁舎整備に関しましては、先ほど冒頭の行政報告の中でも、11月30日に第1回審議会を開催させていただきました。これは、私のほうから諮問をして、答申をいただくという形でございますので、そこをまずやっただくというのが優先でございます。それを受けずにすると、審議会そのもの

の意義がなくなってしまうので、そういったことでこの諮問をさせていただきます。そして、恐らく6回程度でございますので、5月ぐらいには出てこようかなと思います。我々はその答申を見て、町民の皆さん方の意見も含めて最終的に尊重しながら方針を決め、指針を示していくという形になるかと思っています。

議会は先ほど発議していただきましたので、どういう報告になるかは、議会の意見もいただきながら、その答申と併せて方針を決めていきたいと思っています。

野木議長 下中議員。

下中議員 あくまでも諮問、はかっていただくというところだと思われるのですが、正直に申しまして、先ほど財源のお話も少し出させていただきましたが、検討していただく方々は、我々も初めの頃は良いものが出来たら良いのになどという素直なところから入りました。その後、財源も含め皆さんの声も開きましたら、一つに絞っていくのはかなり難しいという中での、今ここまでの局面だと思われます。もちろん、今の状況も担当課が委員さんにご説明をされた上で、議論していただくんだと思われるのですが、そこと現況との乖離も想像できると思うのです。今までも時間は随分費やしてきたと思われます。この庁舎設置にまつわる最終的な合意は、どの時期に取れるのだろうかというところが、議会から見ても、町民から見ても、いつのことなのだろうかという形で捉えられると思われまので、半年間諮問していただく機関だと思いますが、理事者側としては、最終決断まで行くには大体どのくらいのスケジュールで想定を置いていらっしゃるのかというところが気になります。具体的に、来年にはもう答えが出ているとか、夏にはもう答えが出ているというところがあるのでしたら、そのような形で結構なのですが、その合意形成を図っていくところで、リアルに未来に近づくのかどうかというところが疑問です。その辺りも含めまして、どのような形で進んで、この頃にはちゃんとした合意形成が取れるだろうと思われているのかをお聞かせください。

野木議長	中井町長。
中井町長	<p>この審議会を立ち上げるにあたって、私も白紙も含めて記者会見をさせていただきました。この審議会は6回程度行い、そして5月頃に答申をいただく。そして、6月議会に上程できるような体制に持っていきたいというのが、私のスケジュールでございましたので、その時に町の方針として出していきますが、その時に議会の承認をいただけないと最終的に進めないということになりますけれども、6月議会を目途に答申をいただいたものを参考にしながら、出していくというのが、奈良新聞でも出ている私のスケジュール感です。</p>
野木議長	下中議員。
下中議員	<p>これは、たればですが、審議会の意見が理事者側と大きく差があっても、そこからの修正もしくは肉付けという形で議会に上がってくるという形でのよろしいでしょうか。</p> <p>今の時点では、まだ顔を合わせたところだと思われます。6回中1回をそれに使ってしまった状況ですから、今までにもこういう委員会で皆さんは熱を持って出席していただきますが、意見を一つにして具体的な形にするということに対しては、すごく難しい組織になってこようかと思ひます。それを理事者側が、本当に原案のものにするまでの間には、やはり時間が必要なんじゃないかなと思ひます。それも含めまして、選考委員さんのご意見はもちろん大事なのですが、理事者側として、それをどのように扱っていただくかというのが、今のご説明の中では分からない。そのままの原案が修正されて出てくるのか、それとも理事者側の腹案があり、答申された内容と理事者が検討してる意見に相違があれば、どちらが優先され、どのような形で、どのぐらいの期間かけて一つにして議会に出てくるのか。遅くなるのが議会のせいだと言われましたら、これはすごく困ります。イエスかノーかの議論を</p>

	<p>しないといけないことが議会の責任ですから、議会に出てくるまでのスケジュールすら、今のお話を聞いても読めない状況だと思われるのですが、実際のところは、この半年が終わった後、すぐに出てくると解釈していいのでしょうか。</p>
野木議長	<p>中井町長。</p>
中井町長	<p>先ほどから何度も申し述べさせていただいており、5月を目途に審議会から答申をいただく予定です。それを受けて6月に方針を出したいというのが今のスケジュールです。これは、元々この庁舎が危ないというところからスタートしてますので、時間をかけるというのにも限界があります。ですから、審議会の中でも様々な局面の中で専門性の高い人を入れながら、それぞれのテーマに沿って審議をしていただき、それを尊重しながら、私は最終的に町の方針として出していく。そして、それを判断いただくのは議会になろうかなと思いますので、早ければ6月の議会に上程できるようスケジュール感を持って進めたいと思ってます。</p>
野木議長	<p>下中議員。</p>
下中議員	<p>お言葉ですが、危険だということは私たちも承知しております。ただ、ここまで時間が経過し、遅くなった理由は議会や私自身の責任ではございません。全ての決定が遅くなっている理由は他にあると思います。例えば、階段一つ修理するにも、すごく時間がかかったと思われまます。迅速に解決するためには、決断をすることが大事かと思われるのですが、今この諮問機関にかけられて、話が右左と広がってしまう中で最終的に決定するまでの時間と責任というものに対して、どれぐらいの価値感を持っておられるかというところがすごく気になりました。お話しの内容はよくわかりましたが、実際に危険だという理由だけで、この庁舎のことにしてスピードを上げることはもう不可能なところに来ております。安全性を確保するためには他の方法を考</p>

えていただかないと、この議論については答えが一つになっていかないんじゃないかなと思いますので、新しい庁舎を安全なものにするという話とこの庁舎が危ないから早く他所へ行かなあかんという危険の話とは、また別だと思われま。その辺も含めまして、町民さんの意見を拾っていただくのはありがたいと思いますので、どうぞひとつよろしくお願ひいたします。以上です。

野木議長

昼食休憩に入りたいと思います。

再開は午後1時といたします。

( 午後 0 時 4 分 休憩 )

( 午後 1 時 00 分 再開 )

野木議長

再開します。

続いて、上滝義平議員より出されております

(1) デマンドバスの運行について (2 回目)

の一般質問をお願いします。

どうぞ。

( 「マスク取ってええかな」 の声あり )

結構です。上滝議員、どうぞ。

上滝議員

6 番 上滝でございます。ただ今から一般質問をさせていただきます。

少々風邪気味ですので、普段よりは良い声が出ないと思うねんけども、よろしくお願ひいたします。

皆さんの答弁の中で専門用語を言われますと、聞く側に立った人は分かりにくく、何を言うとするか分からへん。上滝の声が大きくて、怒ってばかりおるんちゃうかと言う人も中にはおりますので、そんなことのないように言

葉に気をつけて一般質問をさせていただきます。

まず質問1。初めに、私が9月議会において一般質問をさせていただきました。予約型乗り合いバス、つまりデマンドバスについてでございます。吉野町から直接、南奈良総合医療センターへ乗り入れてほしいという希望が非常に多いわけですが、吉野町の回答は「現時点では難しい」という内容であったのですが、その後の取組についての状況を教えていただきたいと思えます。

これは、担当課長にご説明いただいたら良いのですが、とにかくデマンドバスを利用してやってほしいという声が多いとともに私も気になりまして、大淀町役場の総務課の吉岡という人と話をしますと、大淀は大淀、吉野は吉野、下市は下市で交通機関協議会があるらしい。その協議会で賛成をしていただいたら、そのことは着実に進めることができるということは聞いております。担当課長から今までの経緯をご回答願いたい。自席で答弁するのではなく、ここで説明を願いたい、以上。

野木議長 上滝議員、先ほど個人の名前が出てきましたけど、出来ればそういうのは控えてください。個人名は出さないように。大淀町の何々……。

( 「はい」 の声あり )

森脇課長、自席で結構ですよ。

上滝議員 いや、私がお願いしとんだよ。経験やからやってよ。

野木議長 それはもう、以前から例のないことですので。

上滝議員 例のないことやって、新しいことが良かったらええんちゃうんかい。

野木議長 いえ、課長の自席で結構です。

森 脇 はい、それではこちらから回答いたします。

協働のまち 推進課長	
上滝議員	<p>自席やったらええわ。ええ。もうええて。町長に聞くわ。 町長、そのことについて経緯を教えてください。</p>
野木議長	<p>中井町長。</p>
中井町長	<p>前回の一般質問で説明したと思いますが、スマイルバスについては、平成28年度に南奈良総合医療センターまで直接の乗り入れ、令和2年度に上市駅と吉野病院から大淀バスセンターへの乗り入れについて大淀町地域交通協議会に協議を申入れましたが、協議が調いませんでした。その理由が、市町村が運行主体となってコミュニティーバスを運行する場合の目的として国土交通省のガイドラインでは、交通空白地域、交通不便地域の解消のためとある。今回の延伸ルートについては、上市から福神が近畿日本鉄道の運行範囲と重なっており、ガイドラインに合致していないという理由で却下されております。もう一つ、これは大淀の中の話ですけれども、従来から運行する大淀町によるコミュニティーバス、デマンド型乗り合いタクシーの運行範囲が今回の延伸ルートと重なっており、既に少なからずタクシー事業者に影響が出ている。今回のルートが延伸となると、さらなる影響が予想されるため、地域の公共交通事業者を守る観点から拡充は慎重に審議していきたいというのが、大淀の交通の見解でございます。</p> <p>主な反対理由としては、現時点においては、先ほど上滝議員におっしゃっていただいた、前回の質問から変わっていない。ですから、南奈良総合医療センターへの協議が調うことは、現状の法制度では厳しいというのがございます。</p> <p>ただ、住民の皆さんから要望が多数あることも考え、吉野町から南奈良総合医療センターへ直通でスマイルバス、デマンドバスが行く方法はないのかということで、大淀町役場の公共交通の担当課である総務部企画財務課へ</p>

10月から11月にかけて3回、担当者が協議に行きました。大淀町としては、既存の交通事業者を守ることを優先したいため、上市駅発着の「よどりバス」「ゆうゆうバス」「近鉄電車」を利用してほしいという意向でございます。また、大淀町のデマンドタクシーも二つの地域に分かれて、東部と西部でございます。東部の住民の皆さんは大淀町の中でも直接、南奈良総合医療センターまで行くことが出来ないため、東部地区の住民の皆様には、大和上市駅から六田駅までデマンドで行き、そこから電車に乗換えていくように説明をしているというのも、大淀町の中でのデマンドタクシーの内容でございます。そういった理由で、吉野町から南奈良総合医療センターまで運行を認めることは難しいという回答でございます。以上です。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

今、あかん話をされたけども、健康を保つ、あるいは自動車免許の返納などもある中で、何であかんのぞということが大淀町の課長に聞きましたが、町長の言うようなことも言うておったし、その協議会いうのがあるらしいが、そこで反対するのが、奈良交通と近鉄やと私は聞きました。奈良交通はもう反対はしないだろうと。なぜなら、デマンドタクシーを2台、委託しているらしい。一方、どこがそんなん反対しとるのどと言うたら、3か所のタクシー業界だけが反対するんですと。その三つの事業者のタクシー業界にお願いをして、理解を得るような努力をしてくれと。そう私は最近、大淀町役場の課長にお話をさせていただきました。森脇課長には3回どころか、10回ほど行けというような話をしましたが、その後3回だけですか。とにかく、吉野町の施設でも南奈良総合医療センターは存在しておる、高い経費を払っておる。そして、吉野町の健康を保つ、あるいは年取ったら危ないから免許の返納を促進する町であって、非常に高齢者比率が52.5%も占めとると。そんな高齢化社会の中で健康を保持するためには、ある程度病院に行かなきゃならない、行くためには立派な吉野病院もあんねんけども、吉野病院では整形と内科しかしていないでしょう。他の耳鼻咽喉科とか何もないでしょ

	う。なかったら、やっぱり南奈良に行かないかんわな。その南奈良に行こうと思っても、車がなくて困っておる方がたくさんおるとい認識は、課長してますか。自席でええわ。
野木議長	森脇協働のまち推進課長。
森脇協働のまち推進課長	それは認識しています。ただ、先ほど町長からも申し上げたように、既存の交通事業者を守るという観点もございますので、その辺もやっぱり考慮していきたいと思ってます。
野木議長	上滝議員。
上滝議員	既存のタクシー業者、反対しとる3件だけ。吉野町の健康とどっちが大事かお答えください。
野木議長	森脇課長。
森脇協働のまち推進課長	その既存の交通業者というのは、大淀町のタクシー会社だけではなくて、近鉄電車もございますので、その辺りも含めて。町民の健康が大事じゃないというような考え方は一切しておりません。
野木議長	上滝議員。
上滝議員	近鉄タクシーもお願いに行ったか。 ( 「いえ」 の声あり ) ほんなら、タクシー業界は。 ( 「行ってないです」 の声あり ) 何も行ってなくて、誓約書も出さんとあかんというのは上滑りやで。もっと正式に文書を出して、こう言う訳でデマンドバスを南奈良総合医療セン

ターへ直行させたいので、ご協力願いたいというような誠心誠意やってないやないか。自分でやっと思うか、お答えください。

野木議長 森脇課長。

森脇  
協働のまち  
推進課長 大淀町の交通業者への働きかけというのは、やっていないです。

野木議長 上滝議員。

上滝議員 働いてないということは、もう初めからあかんと思っているのか、町長の言うように。私は、吉野町は現在過疎地で人が減っていて、今後もまだまだ減っていく中で、安全に生活を営むためには、当然病院にもかかってもらわなあかん。休養も取ってもらわなあかん、いろんな面があるやんか。そんな中で、町長の先ほどの答弁のように、単に交通機関が反対しとるんやったら、タクシー業界だけやと私は聞いてるけども、あんた近鉄も言うたやんか。

森脇  
協働のまち  
推進課長 いえ、近鉄電車が反対しているということではなくて、近鉄電車もあるの  
で……。

上滝議員 いや、それはあんたの意見やろ。近鉄電車の近鉄が反対しとんちゃうやろ。

( 「違います」 の声あり )

それはどっちどよ。

( 「反対はしていません」 の声あり )

ほな、タクシー業界は。

( 「慎重に審議をして欲しいと……」 の声あり )

反対しとんのか、してないのか。

野木議長	課長、きちっと手を挙げて。
上滝議員	どっちや。
野木議長	はい。
森 脇 協働のまち 推進課長	大淀町への乗り入れについては、慎重に審議してほしいということをおっしゃられたというのは聞いてます。
野木議長	上滝議員。
上滝議員	反対はしていないわけやな。課長、反対はしていないわけやな。
野木議長	森脇課長。
森 脇 協働のまち 推進課長	どちらかといえば、反対のほうになってると思います。
野木議長	上滝議員。
上滝議員	反対しとんねんやったら、なぜ反対しとんのかという理由をしっかりと聞きながら……。ちょっと入れ歯の関係で話しにくいけど……。町としてどう対応するのかということ、みんなのためにしっかりとやらしてもらわな、町長やさかいに、一人で駆け込むわけにはいけへんやんか、そうやろ。町全体のことを考えたら、それは大事なことをやってというのは共通認識しとるんではう、町長どうぞ。

野木議長	中井町長。
中井町長	<p>タクシー業界ですが、先ほど上滝議員がおっしゃった3事業者、私はちょっとその3事業者は分かりませんが、基本的に吉野町においては、宮滝タクシーしかございません。ただ、他所へ行くと個々の民間タクシーがございます。そこで、今ニュースでもやってると思うのですが、日本タクシー協会とか奈良県の場合では、奈良県タクシー協会があります。その大本は、タクシー協会がこの空白地域への乗り入れをなかなか許可してくれないというのが現状なのです。ですから、我々も高齢者が多い地域ですから、直接南奈良まで行ってほしい。今の制度でいくと、吉野町内の公共交通協議会を経て、宮滝タクシーとか他のタクシーから、このエリア内だったら良いという承諾を得ているわけです。本来は、我々のような地域から直接行かせてあげたいなというときには、隣の交通事業者やタクシー会社さんが許可をしてくれないという中で、今は行けない状況が起きてます。ですから、今は分からないが恐らく奈良県のタクシー協会に対して協力を仰ぐのも一つやと思います。もう一つに、今我々が動いているのは、こういう地域はどこでも直接行けないってことで困っているの、国交省に行きながら法改正をしてほしいということも含めて動いている状況はご理解をいただければと思います。</p>
野木議長	上滝議員。
上滝議員	<p>そんな国交省まで呼びかけをする必要はないと私は思います。なぜなら、大淀町ではデマンドバスを南奈良総合医療センターへもっていくためには、タクシー業界が賛成すればオーケーという答えを私は聞いてます。</p> <p>そこで質問2になりますけれども、私なりに調べてみますと、南奈良総合医療センターへ五條市は200円で行っております。東吉野村からは700円で直接、南奈良総合医療センターまで送迎していただいております。なぜ、吉</p>

	<p>野町だけが駄目なのか。その理解が出来ないんですけれども、町長からご答弁をお願いします。</p>
野木議長	<p>中井町長。</p>
中井町長	<p>五條市のバスについてまずお話をさせていただきます。大淀町の交通協議会担当課の話では、五條市のコミバスが南奈良総合医療センターまで運行していることについては、鉄道が迂回していることや五條市からの乗り入れる区間が短いことから、大淀町の交通事業者への影響が少ないと考えられたため認められたという話を聞いてます。また、五條市はバスの運行の増便の承認を依頼したが、逆に減便になったということも聞いております。これは担当課から五條市に聞いていただいて、行けるんだけども影響が少ないという部分と、またバス運行が減便になったということも現実には起きているということでございます。</p> <p>東吉野村のコミバスが南奈良総合医療センターまで運行していることについては、朝の早い運行時間体であるということと、主な生活圏が榛原方面であること、既存の交通事業者が1日1往復ということから、大淀町の交通事業者への影響が少ないということが考えられた、このように地理的要因や大淀町内の交通事業者の利用状況等を総合的に見て大淀町の交通協議会が判断したと考えられ、今、五條市と東吉野のバスは走っているという状況でございます。</p>
野木議長	<p>上滝議員。</p>
上滝議員	<p>説明は分らんことはないですが、五條市が200円、東吉野は700円で行っております。吉野町がなぜ駄目なのかということは今聞いたところ、いろんな状況があったので対応しとるという話ですけれども、私から言うたら、そんな事業者が反対されたからと言って駄目であるとかないとかという問題ではなしに、吉野町の執行部が吉野町全体のことを考えて、高齢者比率が</p>

高く、運転免許証の返上がたくさんあるとか、あるいはそれでは生活出来へんねんとか、健康を保つために鋭意努力をしてもらわなあかん。向こうの言いなりになるんやなしに、タクシー業界があかんという理由は分らんこともないけれども、今日日何でもお金の時代ですので、奈良交通の場合はデマンドバスを2台提供して、委託もしとるらしいな。それなりの利益があるから、奈良交通は反対せえへんと思う。だから、一方のタクシー業界も、それが走ることによってどのぐらいの損になるのか、営業が出来ないのかということも実際にしっかりとキャッチしながら、吉野町が対応をしていく必要があるんちゃうかということをお願いしたい、わかってくれるか。1回もまだタクシー業界とは対応してないねんな、今後するのがせえへんのか担当課長からお話し願いたい。

野木議長 森脇課長。

森脇協働のまち推進課長 大淀町のタクシー業界につきましては、今後大淀町のタクシー業界の状況を見ながら、その辺は判断をさせていただきたいと考えてます。

野木議長 上滝議員。

上滝議員 状況を見て判断じゃなしに、吉野町としてどうなのか。大事なことやったら、すすんでタクシー業界に当たらなあかん。これ、わからへんの。話聞いて上滑りばかりであかんでは納得出来へん。私やったら、一生懸命そこまで行って、理解をせしめる。それでも出来へんかったら、お金で解決できる話やんか。そこまで考えないって事やな。10回くらい行ってくれ言うたのに3回だけやろ。タクシー業界にも事情があつて、そんな事情があれば、それなりの金銭の考えはどう思っているのかということも聞かなあかん。前へ行けへん。そうやろ。どない思とんの、もう1回お答えください。

野木議長	森脇課長。
森脇 協働のまち 推進課長	大淀町のタクシー業者へお金の負担……。
上滝議員	お金というよりも、なぜ反対しとるのかという事情をな……
森脇 協働のまち 推進課長	はい。大淀町のタクシー業者が反対してる理由は、自分の会社への影響が大きいからという判断からやと聞いています。
野木議長	上滝議員。
上滝議員	何が大きい。
野木議長	森脇課長。
森脇 協働のまち 推進課長	客の減少につながるということで、影響があるということです。
野木議長	上滝議員。
上滝議員	客の減少によって1,000万も2,000万も損失を与える状況なんか。なんぼぐらい損失すんの、分からへんやんか。分からへんねんやったら、分かりませんと言うたらええねんやんか。町長はどう思うで、行かんと、実情も聞かんままにどんだけの損害を与えんのどよ。大淀町に尋ねに行ったら。

野木議長	中井町長。
中井町長	<p>先ほど国土交通省の話をしました、大本だけ先にご理解いただきたいと思っています。</p> <p>道路運送法という法律があり、その中の第78条の2号で我々の言うデマンドバスが走ってるのです。そこにタクシー業者も入っている。ですから、これ先ほどの奈良県タクシー業界や地元のタクシー業界あります。現状は、病院施設に限らず介護施設とかが町外に増えてきてます。ですから、できるだけ高齢者の方が直接行けるようにするためには、この法律を変えていくということもある中で、現状はこうですよというヒアリングを私は奈良県のタクシー協会に話をしに行こうと思ってます。その中で、今の実情や法制度のどこに問題があるかということの中で、少しでも改善出来るのであれば法律のもと、改善していきたいと思ってます。現状は、安い我々が空白地域を走らすことによって、金額は分かりませんが、タクシーの会社が損を被ってしまうんじゃないかという論点で、今は許可がおりていません。もっと人口が増えたら話は別なのですけども、現実論としては、現状人口が減っていく中で事業者からの許可を得ることは、やはり今のところは出来ないという判断をしています。ただ、もう1回言いますけれども、私はヒアリングはしておかなあかんという思いでございます。</p>
野木議長	上滝議員。
上滝議員	<p>ちょっとお茶飲みたいねんけど、喉乾いてきて……。あれへんか、すまんの。</p> <p>とにかく、私が聞いていることと町長の言うことが違うのです。要するに、町長自身は交通法第78条に基づいてあったと。いや、交通面では法律が決まっとんねんというような話をしましたやろ。そなん、うそやねん。うそ、うそ。</p> <p>大淀町の担当課長が言うには、各町村の交通機関の交通協議会に話をし</p>

て、それがオーケーやったら、もうオーケーやねん。そう言うてはった。あんたが言うとなんと全然違うねん。笑つとるけど、深刻な話をしてんねんで。

( 「私も深刻な話をしています」 の声あり )

そんなことで、大淀町の役場の職員がそうおっしゃったんで、言うことが違うから、ちょっとムカッときてんや。交通法の78条というのは、そう決まっているという話と別に、大淀町は交通協議会が許可したら行けまんねんという話を私が実際に聞いとるから。ほんで、何回も同じようなことを質問しとるわけや。森脇君、分かったか。

野木議長 町長。

上滝議員 おれ、町長には言うてへんで。

野木議長 いや、答えたい言うてますんで、どうぞ。

上滝議員 答えたいんかい。

中井町長 上滝議員、これ全く違う話をしているわけじゃなくて、地域公共交通協議会ってというのは78条の2号に基づく協議会なんです。

( 「うん」 の声あり )

だから、道路運送法の78条の2号がなければ地域公共交通協議会はないわけです。ですから、それに基づいて、交通事業者の奈良交通とかタクシーや自治体も入りながら、その中で議論していく交通協議会なんです。そこが、おっしゃるように許可をしてくれへんというそこからは一緒です。そこが承諾してくれたら走れるという論理は合ってます。

野木議長 上滝議員。

上滝議員 どっちにしても吉野町民の皆さんが健康で健やかな生活を構築するため

	<p>にはどうなのかということを考えながら、もっとしっかり対応してもらわな、こんな法律がありまんねん、こんなことありまんねん、あんなことありまんねんという話で終わってもらったら困る。実際に足を運んで許可を得る努力をするのかしないのかだけお答え願いたい。森脇君。</p>
野木議長	森脇課長。
森脇協働のまち推進課長	努力はさせていただきます。
上滝議員	町長。
野木議長	中井町長。
中井町長	関連する活動は今もしてます。そして、これからはタクシー事業者へのヒアリングを私はしようと思います。
野木議長	上滝議員。
上滝議員	<p>とにかく吉野町民の代弁者であるのが公務員であるし、地方公務員法 30 条には、地方公務員は全体の奉仕者として、公共の利益のために情熱をささげなければならないという文言がございます。その法律に基づいて、吉野町の方々が困っておるなら、我が身を……。何で言葉的に……。我が身を粉にして頑張ってもらわなければなりません。</p> <p>町長、そんなつもりでね、私も言いたくないこともあるけれども、みんながほんまに困っとる様子を見た上で、こんなこと話しとるんですから、そんなことをしっかり受け止めながら鋭意努力をしていただくことを願って、一般質問を終わります。ありがとうございました。議長、ありがとうございました。</p>

野木議長	<p>した。</p> <p>続いて、藤本昌義議員より出されております</p> <p>(1) 地域防災の取組について（自身の命を守るために）の一般質問をお願いします。</p> <p>藤本議員。</p>
藤本議員	<p>1番 藤本です。一般質問の許可をいただきありがとうございます。</p> <p>私の一般質問は、地域防災の取組について（自身の命を守るために）ということです。本年6月議会におきまして、自然災害に対する吉野町役場の動きや取組についてお伺いいたしました。ほとんどが、町の防災対策について役場の動きや体制についてお聞きしましたが、今回の質問は地域の防災を中心についてお聞きいたします。</p> <p>まず、私の質問の経緯と背景について申し述べます。10月22日に吉野運動公園で、山下奈良県知事も来町し、奈良県防災総合訓練が実施されました。多くの方が見学に来られ、大規模な訓練を見まして、防災認識を深めた日でもあります。ただし、この訓練につきましても、消防署、警察、そしてまた各自治体、自衛隊など公助の訓練がメインでございました。</p> <p>また、10月25日に中荘地区の令和5年度地区別懇話会におきまして、防災の意見がテーマにございまして、各自治会長さんから多くの質問も出されたのを私は参加して聞いております。地域住民も防災については、非常に高い関心を持っていると実感いたしました。しかしながら、このイエローゾーンの多い本町で避難場の設定や高齢者の誘導等、かなりいろんな問題を抱えているというのが現状でございます。災害が起きて、まず一番に先に何をするのかというと、自分の命を守るための自助。そして、少し時間をおいて余裕が出来たら、周りの力を発揮する共助。そして最後に、国や地方自治体が行う公助ということで、時間的に言えば、まず「自助」「共助」が先になってくると思います。その「自助」「共助」をやるために、その地域住民に対する防災というものにどう取り組んでいるのかということをお聞きする</p>

のが、まずメインでございます。

災害はいつ起こるかわからない、起きてからでは遅いので、いくら公助がしっかりしていても、自助や共助がしっかりしていないと公助が無駄になる可能性もあるという観点からまず1番目にお聞きするのが、地域の実情に応じた防災マニュアルや手引きみたいなようなものの作成について。要は、その地域のマニュアルがあろうかと思いますが、一般的なマニュアルであって、その地域に本当に適しているのかどうか。また、こういうものは年代と共に変わるので、更新できるように様々な各情報をどのように提供しているのか。また、その作成のために町としてどう関わっているのかをお聞きいたします。

野木議長

辻中総務課長。

辻中  
総務課長

地域防災についてのご質問ありがとうございます。マニュアル等の作成にあたっては、災害の種別、時間軸、用途、場所等、いろんなケースによって異なったものが必要な場合があります。緊急連絡先などの共通の項目など多種多様であり、地域特性にも大きく左右されるものでもあるので、様々なケースを想定した上で、その地域ではどんなマニュアルが必要であるのかというのを地域の人と共に考えていくということが大切になろうかと思えます。

町としましては、各地域での学習会であったりとか勉強会であったりに参加させていただいたりとか、情報提供をその場でさせていただいていたのですが、コロナ禍で学習会などがピタッと止まってしまったということもありましたが、令和5年になって回復してきている状況であります。今後につきましても、積極的にそういうところに参加させていただいたり、あるいはその中でマニュアルであったり、新しい情報の提供もさせていただきたいと考えており、積極的に関わらせていただけたらと思っております。

野木議長

藤本議員。

藤本議員	<p>その中で災害もいろいろありまして、風水害があれば地震や土砂災害、火災等がございますが、そういった種別による考え方というのは、どのようにしてマニュアルの中に落とし込んでいるのかお聞きいたします。</p>
野木議長	<p>辻中課長。</p>
辻中 総務課長	<p>マニュアルの中でということで、今の地域防災計画の中では各災害の区分毎で、土砂災害、地震などという形になっております。先ほども言いましたが、地域の中で防災マニュアルを作成していく場合でも、共通項目というところを例えば、どこに避難して、区長さんが鍵を持っているであったり、連絡先をどうするかであったり、全ての災害で使える部分と、例えば風水害のときに使える部分や地震のときに、まずしないとあかんこと、例えば、その建物が安全なのかどうかというようなところとか、そういうことを決めていただくということで、災害区分毎にそういうのを考えていただき、マニュアルもそれぞれで作っていくという状況です。</p>
野木議長	<p>藤本議員。</p>
藤本議員	<p>その中で例えば、避難場の設定というのはどのようにして決められているのか。また、そこへ行くための高齢者の誘導の手段。この避難所とは、決められてたらそこへ行かなければならないという思い込み、吉野町の皆さんはすごく正直なので、そこに決まってるから行かなあかんやんという思い込みが激しい。いや、そうじゃなくって、地域の中で一番身近で安全なところだったら、そこで良いですよとかという理解が広まっているのかどうか。決まっていないところに集まってる、おまえらが悪いんやと言われてもかなんから決まっている場所行こうよと、そういう意見もあったりするんです。だから、この避難場について、どういう設定をして、ケースバイケースでこうしたらどうですかというような考えをお持ちですか。</p>

野木議長	課長。
辻 中 総務課長	<p>ありがとうございます。まず避難場の設定方法なのですが、地域防災計画に記載する指定避難場等については、防災会議を経て、災害区分ごとに決定をしている状況です。主には、地域にあります公共施設を指定させていただいているかと思います。あと、地域が独自で地震のときにここに集まろうかという形で避難場所を設定していただいている部分もあるかと思います。高齢者避難等につきましては、台風などのように事前に準備ができる災害については、早めの避難を呼びかけさせていただき、心がけていただくようにということ。あるいは地震などの発災時については、公的支援が届くまでに時間を要することになりますので、地域で助け合えるような避難支援の体制作りを努めていただきたいというところでございます。</p> <p>避難にあたっては、藤本議員がおっしゃられたように、その場所が安全かどうかを判断することも必要になります。指定の有無に関わらず、安全な場所への避難を状況に応じて選んでいただき、支援を届けるために、どこに避難をしているのかご連絡をいただくことが必要になってくると思います。ただ、先ほど藤本議員もおっしゃられたように、指定避難場になってるから、そこへ避難したらええんやというようなことを皆さん思いがちではあるのですが、雨のときに水で川を渡られへんという場合は、適時安全なところへ避難場を変えていただくという発想も持っていただかないといけないと思っております。その辺の理解については、まだ広め切れていないという認識も持っておりますので、今後地域の中でもそういうことは、しっかりと話しさせていただけたらと思っております。</p>
野木議長	藤本議員。
藤本議員	これは本当に一例なのですが、中荘地区の矢治自治区については、避難場所が宮滝にある中荘研修会館となっています。矢治から中荘研修会館まで歩けば多分、高齢者の方だったら時間的に1時間弱ぐらいかかると思うので

	<p>す。ましてや、災害が発生しているときに、その避難場に本当に行けるのかどうかというのが、まず本当に広場に集まって、そこからということになるのですが、それってどうなのかなあと思っています。本当に適した避難場かどうかというところ、まずは公共機関を選んでもというのもあるのでしょうか。でも、ここのお家の方が許可してくれたら、まずここへ行こうというような指導もしているのでしょうか。</p>
野木議長	<p>総務課長。</p>
辻 中 総務課長	<p>既にその部分については、地域でしっかりと話ししていただいて、職員もそこには行かせていただくということで、今、例に中荘を出されたのですが、他の地域でも話し合いをされて、風水害で公民館に雨水が入ってくるような地域もありますので、そういう場合は、広場のあるところや地域の人が集まるような建屋のあるところで倉庫を借りてというやり方をしている地域もあります。ただ、先ほども申し上げましたが、地域の人でしっかり話を決めていただいて、指定避難所として新規指定していくということが可能ですという考え方を周知しきれてないというのは実感として持ってますので、今後そういうのも地域の中でしっかりと伝えていけるようにさせていただけたらと思います。</p>
野木議長	<p>藤本議員。</p>
藤本議員	<p>コロナも2類から5類になって、膝を突き合わせた話合いができると思います。ですから、各地区の防災に関する啓発とか研修については、区長会さんや自治協議会とか消防団と連携して、定期的な防災に関する勉強会が必要だと私は思ってるのです。では、地域が自発的にそれを出来るかと言ったら、まだまだ脆弱な部分があって、やっぱり町が主導でやらないといけないところもあると思うのです。地域の実情をよく知っているのは、やはり地元の皆さんなので、月に一度でも二月に一度でも構わないので回っていただいて、</p>

	<p>今どんな問題がありますか、何が要りますかなど地元の生の声を拾い集めてきて、吉野町の防災計画の細々したところまで作ってほしいと思うのが、僕の正直な感想なのです。</p> <p>その一つとして、例えば地域に防災士と呼べる方が何人かいたら、災害時心強いと思うのですが、防災士の育成制度というものはあるのですか。</p>
野木議長	辻中課長。
辻中 総務課長	<p>地域での防災士の育成ということで、吉野町としましても平成28年、29年度に防災士養成講座というのを吉野町で開催させていただいて、そのときに一般26名、職員25名の51名の方に防災士を取得していただきました。</p> <p>その時から約6年が経過し、法制度とかも毎年変わっていくので、防災士のスキルアップの研修などもやりたかったのですが、それもコロナで一旦止まってしまっていたということで、2回ぐらいしか防災士の研修も出来なかったということです。6年ほどが経ってますので、転出された方や職員を辞められた方というのも出てきていて、大体一般で取られた方で地区に2名から3名程度はおられ、多いところは5人ぐらいおられる地区もあるということなのですが、その人数も若干減ってきている状況も把握しておりますので、今後につきましては、スキルアップ研修などの実施はもちろんですが、新規防災士養成のための講習会をやらせていただいたり、そういう助成制度であったりも検討させていただきたいとは思っていますが、まずは現状を把握し、地域で実際にどれくらいの方が現在も活動されているのか分かった上で、防災の一役となりますので増やしていきたいという思いで取組をさせていただけたらと思います。</p>
野木議長	藤本議員。
藤本議員	その防災士なのですが、多分最初に色んな講座があつて、最後は試験みたいなのがあつて、多分97、98%の方が合格するような、正確な数字は忘れ

	<p>ましたが、費用も1万数千円ぐらい、多分そんなに高くないと思うのです。ですから、年代別に区長さんレベルの人たちがするのではなくて、若い方やいろんな年代の方に防災士の資格を取っていただいて、防災に対する備えというものを広く進めていただきたいので、そういう計画がもう少し詳しくありましたら、お願いいたします。</p>
野木議長	<p>辻中課長。</p>
辻中 総務課長	<p>ありがとうございます。先ほど申し上げたとおり平成28年、29年にさせていただいたときも、藤本議員がおっしゃられたような形で広い世代層ということで、区長さん方に各地区で3、4人集めてくださいというお話をさせていただいたのですが、それ以外に消防団にも声をかけさせていただいて、若手世代の方にも知識を持っていただくということで企画をさせていただきました。それと同じような形で、今後もまた検討させていただきたいですし、女性の防災士の方が吉野町には少ないので、そういう方々にも呼びかけをさせていただけたらと思います。</p>
野木議長	<p>藤本議員。</p>
藤本議員	<p>今まで地域防災に関わることを、少しだけでしたが質問しました。これから吉野町の取組とか展開とか、要は本当に起きてからでは遅い。それまでに、色んなことを考えて備えていかなければならないということで、今後の取組や展開をまず辻中課長にお聞きしたい。</p>
野木議長	<p>辻中課長。</p>
辻中 総務課長	<p>ありがとうございます。ソフト面では、地域防災力の向上というテーマで、非常に良いテーマで今回質問していただいたかと思います。どんどん地域の中に防災学習会として入っていくとか、勉強会に入っていく、防災に関す</p>

る知識というのを伝えたい。知らないことを、いざというときに実践することは出来ないので、僕らが知っている事をやっぱりお伝えしていきたい。もちろんそれは、役場の危機管理室の職員だけではなく、広域消防とかとも協力しながら、地域へ出向いて行って業務に入りたいと思っています。

また、防災力向上のためには、防災士とか防災知識の広い浸透という部分での、地元の方々への協力というのも要請をしていきたいと思っております。

野木議長

藤本議員。

藤本議員

最後に吉野町全体で、今後吉野町は防災に対してどう進んでいくのかというところを町長にお聞きします。

野木議長

中井町長。

中井町長

藤本議員から地域防災について色々な視点からご質問いただきまして、ありがとうございます。最後に全体として防災に対する考え方を述べさせていただきます。

藤本議員のおっしゃるとおり「自助」「共助」ここからのスタート、全くその通りだと思います。「公助」として72時間後にどうすべきかというポイントもどう受け止めていくかという今の時代の流れがあらうかと思いません。この根本にあるのは、災害対策基本法が令和3年5月20日に改正になってます。これは温暖化により、記録的な豪雨災害、激甚化する気象災害が頻繁に発生してきた流れの中で、ご承知のとおり避難情報の変更が避難指示に一本化されました。高齢者避難から一気に避難指示といったことも含めて、国としても住民主体の防災対策に転換したというのが、令和3年5月の災害対策基本法でございます。

どんな災害が起きるか分からないときに、住民が自らの命を自分で守る。ここが大前提になってきています。そのあと、要配慮者に関しては地域で守

る。これは高齢者が多い地域でございますので、高齢者でも健康加齢もおられます。そういった方々も共助で、地域で守る。そして、避難行動要支援者。ここがやはりどうしても行政が守っていかないといけない部分かと思えます。今日も新聞記事に出ていたと思うのですが、個別避難計画の作成、これは努力義務になっていますが、今奈良県の中でも23市町村がまだ未対策であると、吉野町は一部策定済みでございますが、こういったベースをしっかりと整えた上で日頃の備えをどうするか、それはまさしく日々の訓練かなと思っています。どんどん危機管理室を整えながら、なかなか訓練がコロナ禍で出来なかった部分もありますけれども、消防の方もおられる中で、どんどん地域に出向いて訓練をしていく。その中で自らの命は自らで守る。そして、共助の対象が誰であるかを訓練の中から学ぶ。我々は、行政として避難行動要支援者をしっかりと明確にして、その避難者を守っていくという基軸を取っていきたいと思います。

そしてもう1点だけ、今後デジタルが進んでいく過程の中で、先ほど避難所の話も少ししていただいたかなと思います。この避難所についても、我々レッドゾーンやイエローゾーンが多い地域でございますので、災害時には、そこは絶対駄目になるケースがあるかと思っています。その中で消防のそういったデジタル的なものを、しっかりと指令に置きながら、今このエリアは非常に危険水域であるといったときに、瞬時に避難指示を出せるような、そういったデジタルを活用しながら誘導できるという形もとっていきたいと思っています。

何よりも日頃の訓練をしっかりとる、そして今の気象状況に応じて指令本部をしっかりと整え、誘導ができる体制を整えるといった形で地域住民の命を守ってまいりたいと思います。

野木議長

藤本議員。

藤本議員

今、町長が今後の取組とか方針とかをおっしゃられました。なかなか難しい話でございます。各地区の区長さんとか自治会長さんが役場に来て、防災

のことについての相談が一番多くなるのが、僕は防災やと思っています。どこやらの道を直してとかそんなことよりも、防災の訓練をするのに指導に来てよとか、もしくは実情を見てよというというような相談が一番多いことが、これから町の防災意識を高めることなのかなと思っています。

本当にこれは起きてからでは遅いということで、本当に起きる前に色んなことをやっておくということが必要だと思います。そういうことも申し伝えて、私の一般質問をこれで終わります。以上です。

野木議長

続いて、西澤巧平議員より出されております

(1) 吉野町における空き家対策事業について

の一般質問をお願いします。

( 「議長、途中で資料を配らせて下さい」 の声あり )

はい。

西澤議員

9番 西澤です。さあ、一般質問をやりましょう。

今年最後の議会ということで、少し夢のある質問を準備しておったんですが、その質問は町長がその席に座っていることを祈って、来年の3月に回すことにしました。今回は少し厳しい内容になるかわかりませんが、中井町長はこれを嫌味ととるか、エールととるか、町長の器に任せたいと思います。

今から15年前に中井章太さんが町議会議員に初当選されたときには、こんな爽やかな素晴らしい男が吉野町におるんだと思って、私はそれ以来、次の町長は中井章太さんと思って今まで応援をして参りました。そのため、あんまり厳しいことも口にすることなく、それが中井町長のためにならなかったのだと反省に立ち、今回の質問をしたいと思います。

中井町長が町長に就任されて、吉野山の少し無責任なリフト計画の中止を決断されました。それは、吉野町の将来の負担比率やランニングコストを考えた上での判断であったと、私はそのときちゃんとした判断のできる町長が誕生したと思い、安心と大きな期待をいたしました。

しかし、そのあとが大事で、次の手を打とうとしない。この計画は、2017

年4月のロープウェイの事故が発端で、元々あった計画ではなく、降って湧いたような計画でしたが、今後もし、再度ロープウェイが止まるようなことがあったときの議論、検討の場を持たない。そこから何も決められない政治が始まっているように思います。

それでは、ちょっと資料があるので、これを配って下さい。

野木議長

全員ですか。

西澤議員

それでは、今回の質問の本題に入りたいと思います。今回は空き家バンクの運営とその経費について質問いたします。不適切な業務委託と過払い金の原因についてお伺いしたいと思います。

皆さんに今、資料を配らせていただいたのですが、ご覧いただいたら分かるように、吉野町が2015年から空き家コンシェルジュに支払っている金額が奈良県で飛び抜けて一番高いということです。吉野町の約670万円が飛び抜けて高額であるのは明白ですが、特に近隣の大淀町は64万円、下市町は50万円と比べゼロが一つ多い10倍になっています。2015年から17年までの3年間はご覧のとおり年間で約164万円。2018年は2倍になって、334万6,000円。2019年は3倍に近い463万3,000円。そして、中井町長になって4倍になっております。

そして、空き家コンシェルジュの紹介で転入してきた人のリフォーム工事を中井町長の最も親しい友人である工務店が請け負っていることが多いと耳にします。これは、コンシェルジュの社員と中井町長の友人の工務店の社長との関係が深い関係であるからだと思われます。この関係を世間の人はズブズブの関係と言っております。

空き家コンシェルジュが事務所としている場所は上市のところですが、吉野町が500万の費用をかけて改修して無料で使わせているのです。おまけに、この空き家コンシェルジュはここを拠点にして、近隣他町村の仕事をしております。これでは、家を建てて、嫁さんもろうて、隣のおっちゃんと仲良くされているような話やなあと思われます。

吉野町が他の市町村より安いのならともかく、この委託料が法外に高いのは明白です。普通このような契約をするときは、近隣町村の比較を参考にするものです。空き家コンシェルジュの社員と中井町長の仲の良い工務店の関係は深い関係であり、仲の良い工務店の営業のような関係ではないのかと思われます。吉野町から委託料をもらっているのですから、吉野町には他にも工務店が何店かありますので、もっと公正公平にさせていただきたいなと思います。トータルで3,900万程の委託料を払っていますけど、過払金として請求をするつもりがあるのかという事です。続けます。

野木議長      どうぞ。

西澤議員      私が今回この質問をすることになったのは、私が議員として8月16日14時に町長室にアポをとって、中井町長に来年度予算の査定をする前に空き家コンシェルジュの状況を私なりに調べましたから、それをお伝えして、これは高いなど、町長も高いということで、その時点でこんな仕事ぐらいは職員で出来るんじゃないかと。ずっと売れも動きもしない古い家が8割で、たまに動く家が載っているぐらいのことやから職員で出来るし、私は不動産屋をやっていますから、こんなもん紹介するくらいやったら、不動産屋やったら、最後まで責任持たんなんし、近隣の問題とか全部調べて紹介しますけど、この人たちはマッチングするだけやから、後は知らんと各地でいっぱい問題起こってます。だから、これだけのお金払うんやったら、これはもう町でやったほうが良いんと違いますかという話をしたのです。町長はそのとき、もう今年度で委託契約をやめましょうという返事でした。それを受けて、10月4日午前課長が町長と副町長の指示で、空き家コンシェルジュの代表に今年度で委託を終わりますと伝えたんです。ところが、次の日の朝、10月5日午前中井町長に課長が呼び出されて「なんであっちこっちから連絡があって、俺が苦情を聞かなあかんねん。おれはやめると言ってない」というような話をしたということですから、それが誰からの電話やLINEで180度対応が変わったのかなということ、このままでは年を越されへんやろうと思って、

今回急遽この質問に変えたんです。

もし答えることがあんなやったら、また途中でも手を挙げてくださいね、町長。まあ一通り僕が言いたいことを言いたいですねん。お友達の工務店に中井町長がいろいろと便宜を図ったりするのは、それも政治かなと思ってましたが、その工務店の方から町長に連絡があったと聞いたから、僕は今日こんなことを言っとるんです。だからその工務店の人は、世間でいろんな活動して、なかなか立派な方だというのは認識してはいますが、ここまでしゃばってきたら、これはあかんやろということで、今回ちょっと質問にさせてもらいました。

もうちょっと言いましょか、私は皆さんもご承知のとおり普段は吉野山のうどん屋のおっちゃんですけど、その8月16日は町会議員として町長室で話をさせてもらいました。それが、工務店の社長の一本の電話でひっくり返るといことは許されへんことやと思います。やはり議会も町長も町民から直接選挙で選ばれて、二元代表制をとって、それを世間では車の両輪の如くと言われてはいますが、そのとき僕は、吉野町にはもう一輪ハンドルのついたタイヤがあって、それをその工務店の大将が握っとんのかいなと。町民に選ばれたわけでもないような人が、ちょかちょか電話掛けてきて、町政に首を突っ込んできたら、ちょっと違うやろと。そこで町長も、ちょっと待てと、お前そこまで言うなと、友達やったらそこで戒めて、ちょっと相談しようというのが政治じゃないかと。一気にその課長を呼びつけて、それはちゃうやろっていうのは、政治能力ないんちゃうかなと思いますけど。

( 「その通りやで」 の声あり )

1回で結構です。ありがとうございます。

そこら辺でちょっと言い訳は結構ですけど、ちょっと説明したいことがあったら言うてください。

野木議長

中井町長。

中井町長

自席でよろしいですか。

野木議長	はい。
中井町長	<p>自席で答弁というか流れ的にお話をさせていただきたいと思います。9月の委員会等でも決算もあり、いろいろこの空き家に関しては制度設計を見直すと、これは参事課長会でも私のほうから、なぜ見直すかという論点の中で、西澤議員が今おっしゃっていただいたように、8月にそういう話を聞かしていただく中で、私自身も今の体制では、今後の増えてくる空き家に対しては厳しいと、やはりもう一步踏み込んだ形での体制を見直ししていけないといけないという中で、私はその当時、体制を見直していこうという話をさせていただきました。</p> <p>ここで一つ、言い訳ということではなくて、真実的に話をさせていただくと、今年度、令和5年度は空き家コンシェルジュと契約をさせていただいてます。令和6年度の体制見直しに向けて、いろいろと整理をしていく過程の中で端的に言うと、コンシェルジュをやめると言っていないというのは、その整理が出来ていない時点で、なぜ切るということを前提で話をしてしまったのかということだけなのです。私の中では、今回の総務文教厚生委員会の中でも、今の体制の見直しをしていく中でしっかり整理をしながら、町の直轄に向かって進めていく中で洗い出しをしないといけない過程の中で、そういったことが生じたというのが現実でございます。論点的には進め方の問題でそういうふうにとらえられたということで、先ほど電話があったということも、今の中でいくと空き家バンクと連動しながら、受入協議会というのがあるのです。その中で働いている人たちが何人かおまして、連携の中で空き家コンシェルジュの体制が変わるということが、その人たちにも入ってきたということで、これは当然、説明責任があるので、丁寧な説明をしていかなあかんという流れの中で、やっぱり説明をせなあかん。我々にとってみたら、そういった取り巻く環境も含めて、現状がどうかということも含めた中で体制を見直していきたいというのがあったわけです。それが、いきなりゴンとってしまったわけで、この説明の仕方が非常に難しいなど。8年、9</p>

年続けてきた中で変えていくには、丁寧な説明をしながら変えていくという方針は変わってない状況でございますけれども、その時点で何か私が、もう方向転換するのをやめたという形で伝わってしまったということが、一つの大きな論点かなと今感じました。

野木議長

西澤議員。

西澤議員

受入協議会の方がいろいろやってくれているのも知っています。無償とは違いますよね。多少なりとお金を払っていますよね。その人らに空き家コンシェルジュの職員か誰かが、その日の夜に電話入れたのでしょね。それが町長の友達の工務店に伝わって、夜に電話かLINE かが入って、町長が慌てたんだと思うのだけど、そこは一呼吸置いて、ちょっと待てと話をするのが政治じゃないかと思うけど、課長は課長で言いにくいことを向こうの社長に言うとのわけですよ。それを、なんで俺だけ悪者にならなあかんねんというような立場に逃げたらあきませんよ。それが僕はちょっとあかんなど。いっぺん腹に収めて、解決して欲しかったなと思うところです。自分たちだけが正しいことしとる思って、調子に乗ってると思うけど、せやないです。世間ではみんな正しいことやってます。悪いことしている人みたいなん、ごく一部ですわ。だから、そこら辺もやっぱり町長がこれからどないしていくのか……。今日はこの話を委託料として言うてますけど、ほかにもいっぱい無駄なことがありますけど、このことをほっておいて来年まで年越されへんので順番を変えて……。人口も減ってくるし、ちょっと夢のある質問をしたろうと思って、二つほど考えとったんですけどね。

それと、ついでなので言いますけど、吉野町で空き家を手にしたら50万円の改装費を出していますけど、それも50万円に目がくらんで吉野町へ来る人なんて一人もいないと思うんです。来たからには、そんな制度あんねんやったら貰わな損やいうて、一旦成立しとんのに時間を巻き戻して、コンシェルジュを一旦通そうやと、通した形をとって補助金を貰っている人を僕もよく知ってます。どの人、この人と知っています。そんなことでは、この

50万円が空き家のインセンティブにつながっていないと思うのです。そんな他所も50万出しとるから、うちも出すねんと言うような、他所が給食費をタダにしとんねんさかい、うちもタダやと競争をしとったらあかんと思う。吉野町は吉野町で独特のことやったら良い。このケーブルテレビ見てへん人のことですが、引っ越しして、ケーブルテレビに入ろうと思ったら、加入金10万円以上いるんですよ。それが、もったいないからいうて、引っ越しして来てもケーブルテレビ取っていない人がいっぱいおりますやんか。見てへん人は、こんなん言うたっても喜ばへんけど、そんなことをしてあげるとかをしたほうが、こんな50万円をポンとやって、そんなん貰わな損やって後から気がついて、そんなことすることは、人口の誘導につながっていないと僕は思いますので、こんな細かい事から節約して、身ある政治をやってほしいと思います。

この4年間、決められない政治が続いてきたように思うのです。学校の跡地や役場の新庁舎、吉野山のロープウェイの保存、これも保存していかなあかんと思うのです。先ほどから大声で上滝議員が言っていた、南奈良病院までのことも、バスを走らそうとまだ決定していないから、そこまで前向きな話合いにまだ行っていないと思いますから、町で1本でも2本でも走らそうと決定したら、やっぱりいろんな手を使って交渉に行くと思うのです。それもまた、議会や委員会できちっと話して、行けるもんやったら行きましよう、とりあえず1本でも走らましようというような決定したら、町も動きやすいと思いますのでしたらと思います。

今までこの4年間で、コロナの交付金8億円ばらまいてきただけで終わってしまう4年間になってしまったらあかんと思いますので……。もうちょっと言いたいことはありますけど……。

最後に町長が思ってることを言うてくれたら結構ですから、1ヶ月あまりしたら町長選挙もありますから、明確な公約を立てて、人の心の分かる政治に取り組んでいただきたいと思います。中井町長は、世の中の仕組みや人の心、人との約束とかいうものを割と軽く考えているように思うのです。それは中井町長の個性かもわかりませんが、今度の4年間はしっかりと地に足

をつけて頑張っていたきたいと思います。今日はちょっと厳しいことを言いましたけど、嫌味ととるか、エールととるかは町長の器に任して、今日は終わりたいと思います。来年3月には、もうちょっと夢のある質問を考えておりますので。

なんも言わんでもよろしいか、もう最後やから言うときですか。もう、今度言えるかどうか分からへんもんな。言うてください。

野木議長

中井町長。

中井町長

ロープウェイの件、これも私が就任して実は一番大きな課題だったかな、引き継ぐ過程の中でわかってきたことが多かったものでございます。これは知事が変わり、当然今も、あのロープウェイが進んでたらどうなるんやろうなという思いはございます。ですから、私はあの時点で、これは無謀な計画やなということでやめました。そのあと、これは本当に私のリーダー不足だと思います。指示を出して、しっかりとロープウェイ再構築に向けて企業と話をしながら、できる段階をやってくれというふうに進めるところまで来ます。ただ、それが表に出てないというところが、私の至らなさかなと思ってます。そして、先ほど約束とかいう部分ありますが、そこは私が見える化、可視化しないとわからないというのをやはりしっかりと、もっと強いところもあれば弱いところもございますので、そういった部分をしっかりと答えられるような形で残りの任期を努めていきたいと思います。以上でございます。

野木議長

一般質問を終わります。

本日の議事日程は全て終了しました。

7日から常任委員会特別委員会と開催いたしまして、付託案件等の審査をお願いしたいと思います。各委員会の日程を申し上げます。

7日 午前10時 総務文教厚生委員会

8日 午前10時 産業建設委員会

産業建設委員会終了後 庁舎整備等に関する調査特別委員会

9日 休会

10日 休会

11日 10時 予算決算特別委員会

12日 予備日

13日 午後3時 本会議（第2日目）

7日からの委員会では、十分な審査を賜りますようお願いいたします。

本日はこれもちまして散会することにいたします。

ご協力ありがとうございました。

（ 午後2時16分 散会 ）

令和5年第4回吉野町議会定例会会議録

(会期8日間)

第2日目

吉野町議会

令和5年第4回吉野町議会定例会会議録（第2日目）

1. 招集年月日 令和5年12月13日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 12月13日 午後3時00分開会
4. 応招議員  
1番 藤本昌義      2番 辻内正誠  
3番 欠員      4番 下中一平  
5番 山本義史      6番 上滝義平  
7番 野木康司      8番 中西利彦  
9番 西澤巧平
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名  
町長 中井章太      副町長 和田圭史  
教育長 土居正明      総務課長 辻中哲也  
政策戦略課長補佐 井本光亮      公民連携室長 小西修司  
協働のまち推進課長 森脇登志男      町民税務課長 戸毛祥博  
長寿福祉課長 吉村直樹      暮らし環境整備課長 山本剛  
産業観光課長 中尾勇      教育次長 上林勝則
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名  
局長 坂本やよい      主査 川崎由果
10. 議事日程  
日程1 委員長報告（総務文教厚生委員会・産業建設委員会・予算決算特別委員会・庁舎整備等に関する調査特別委員会）  
日程2 議第37号 吉野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正することについて  
日程3 議第38号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び吉野町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正することについて

- 日程 4 議第 39 号 吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 日程 5 議第 40 号 吉野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
- 日程 6 議第 41 号 吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 日程 7 議第 42 号 吉野町手数料条例の一部を改正することについて
- 日程 8 議第 43 号 吉野町立認定こども園条例の一部を改正することについて
- 日程 9 議第 44 号 吉野町立学校設置条例の一部を改正することについて
- 日程 10 議第 45 号 吉野町老人福祉センター及び吉野町老人福祉センター付設ゲートボール場に係る指定管理者の指定について
- 日程 11 議第 46 号 令和 5 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 11 号について
- 日程 12 議第 47 号 令和 5 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 2 号について
- 日程 13 議第 48 号 令和 5 年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第 1 号について
- 日程 14 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について
- 日程 15 議員派遣について

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

野木議長	<p>ただ今の出席議員総数は8名でございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。</p> <p>日程1 12月6日の本会議で各委員会の付託した議案等の審査結果について、委員長報告を願います。</p> <p>まず、総務文教厚生委員会 西澤巧平 委員長にお願いします。</p>
西澤委員長	<p>総務文教厚生委員会の委員長報告を申し上げます。</p> <p>本定例会におきまして、総務文教厚生委員会に付託されました議案等の審査並びに結果につきましてご報告申し上げます。</p> <p>本委員会は、12月7日午前10時から理事者に出席を求め開催いたしました。</p> <p>まず、総務課が所管する議第38号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び吉野町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正することについて」は、町職員の不祥事を受け、町政運営の責任者としての責任を重く受け止め、自戒による措置として、町長・教育長の給与月額を3か月間10%減額、副町長の給与月額を2か月間10%減額するための改正であるとの説明を受け、審査の結果、本条例改正案を承認することといたしました。</p> <p>次に、議第39号「吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて」並びに議第40号「吉野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて」は、国家公務員の給与改正に準じ、吉野町の一般職の職員の給料表及び期末勤勉手当の支給月額を改正し、会計年度任用職員の給与も一般職職員の給料表に準じ改正するという説明を受け、異議なく本条例改正案を承認することといたしました。</p> <p>次に、町民税務課所管の議第37号「吉野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正することについて」は、印鑑登録証明書の交付申請について利便性を向上するための改正であり、交付申請の際に従来の印鑑登録カードに加え、マイナンバーカードの提示でも可能とすること及びコンビニでの交付申請の際、マイナンバーカードの電子証明書に加えスマートフォンに搭載した電子証</p>

明書でも可能とする改正であるとの説明を受け、審査の結果、本条例改正案を承認することといたしました。

次に議第 41 号「吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて」は、国民健康保険法の改正により、被保険者の産前産後の期間における国民健康保険税が免除される制度が創設され、令和 6 年 1 月 1 日より施行されることに伴い、出産月の前月から出産月の翌々月までの 4 か月間、多胎妊娠の場合は出産月の 3 か月から出産月の翌々月までの 6 か月間免除するための改正であるとの説明を受け、審査の結果、本条例改正案を承認することといたしました。

次に、議第 42 号「吉野町手数料条例の一部を改正することについて」は、戸籍法の一部改正により、戸籍・除籍記録事項証明書等の広域交付手数料の規定を追加すること並びにコンビニ等の多機能端末機で住民票の写しや印鑑証明の発行を行う際の手数料を、いずれも 1 通につき 200 円とする改正であるとの説明を受け、異議なく本条例改正案を承認することといたしました。

次に、教育委員会教育総務課が所管する、議第 43 号「吉野町立認定こども園条例の一部を改正することについて」並びに議第 44 号「吉野町立学校設置条例の一部を改正することについて」は、いずれも令和 6 年 4 月 1 日から町立のこども園を、幼保連携型認定こども園の「よしのこども園」に一園化することに伴う改正で、わかばこども園に関する事項を削除するための改正等であるとの説明を受け、異議なく本条例改正案を承認することといたしました。

次に、議第 45 号「吉野町老人福祉センター及び吉野町老人福祉センター付設ゲートボール場に係る指定管理者の指定について」は、令和 6 年 3 月 31 日に指定の期間が満了する両施設の指定管理者の指定について、引き続き令和 11 年 3 月 31 日まで現在の指定管理者である社会福祉法人 吉野町社会福祉協議会を指定管理者として指定するための議案であるとの説明を受け、審査の結果、本案を承認することといたしました。

また、付託議案以外に町当局から報告並びに説明がありました事項についてですが、協働のまち推進課が所管する「新しい吉野町空き家利活用施策について」は、吉野町における空き家の現状並びに空き家バンクの現状と課題、またその課題を踏まえ、令和 6 年 4 月以降に町が運営する新体制の空き家バンクの

運営について説明を受けました。以上が、本委員会における調査、審査の結果であります。

なお、議会閉会中におきましても、本委員会の所管する事項について継続して審査できるよう申し出をいたしまして、総務文教厚生委員会の委員長報告を終わります。

野木議長 続いて、産業建設委員会 下中一平 委員長にお願いします。

下中委員長 産業建設委員会委員長報告を申し上げます。

本定例会におきまして、産業建設委員会に付託されました議案等はございませんでしたが、調査、審査の結果につきましてご報告を申し上げます。

本委員会は、12月8日午前10時1分から理事者に出席を求め開催いたしました。

まず、「令和5年度吉野町水道事業特別会計（上半期）の決算について」は、営業収益は8,165万2,826円。昨年度比28%の減、営業費用は1億5,592万7,415円で昨年度とほぼ同様であり、業務量は給水人口が6,013人、給水戸数は4,598戸、有収率は72.46%で、昨年度の同時期と比べ10.98%の減であるとの報告を受けました。

次に、10月から町単独によるごみ処理の状況につきまして報告を受けました。委託先であります「やまと広域環境衛生事務組合 やまとクリーンパーク」からは、搬入時における安全運転姿勢及び可燃ごみの質について、注意・改善等の指摘を受けていない報告がありました。

また、町内の事業者から排出されるごみについては、収集時に分別も含め直接指導をさせていただくことと共に、クリーンセンターに持ち込まれるごみ全般に聞き取りを行い、町外から持ち込まれる産業廃棄物については、適正にお断りをさせていただいているとの業務報告を受けました。以上が、本委員会における調査、審査の結果であります。

なお、議会閉会中におきましても、本委員会所管する事項につきまして継続して審査できるよう申し出をいたしまして、産業建設委員会委員長報告を終わ

野木議長	<p>ります。</p> <p>続いて、予算決算特別委員会 藤本昌義 委員長にお願いします。</p>
藤本委員長	<p>予算決算特別委員会の委員長報告を申し上げます。</p> <p>本定例会におきまして、予算決算特別委員会に付託を受けました議案の審査並びに結果等につきましてご報告を申し上げます。</p> <p>本委員会は、12月11日午前10時から理事者に出席を求め開催いたしました。</p> <p>まず、議第46号「令和5年度吉野町一般会計補正予算（案）第11号について」は、補正規模は5,745万3,000円の増額で、予算総額を63億9,758万円とし、債務負担行為の補正は、老人福祉センター指定管理委託の期間を令和6年度から令和10年度までの5年間と定めて追加するものであり、地方債の補正は、緊急自然災害防止対策を目的として330万円を追加し、変更分としては、上水道安全対策を270万円増額するもので、地方債全体としては限度額を600万円の増額とするものであり、歳入の補正は、国庫支出金については、子どものための教育・保育給付費負担金並びに社会保障・税番号制度システム整備費補助金合わせて930万9,000円。県支出金は、施設型給付費等負担金48万1,000円。繰入金は、町営住宅改修基金繰入金200万5,000円。財政調整基金繰入金3,965万8,000円の計4,166万3,000円。町債は、600万円のそれぞれ増額であり、歳出の補正は、職員給与費については、人事異動並びに給与改定等に伴う各款の増減で総額1,050万円の増額となり、事業費の補正としては、戸籍住民基本台帳事業でシステム改修委託料831万6,000円。介護保険特別会計繰出金52万8,000円。こども園管理総務事業で、管外保育委託料283万2,000円。新型コロナウイルスワクチン接種事業で、返還金2,681万2,000円。水道事業特別会計繰出金270万円。町営住宅管理事業で、河原屋町営住宅借地料200万5,000円。中央公民館等管理運営事業並びに運動公園施設維持管理事業で、光熱水費合わせて376万円の増額等であるとの説明を受け、審査の結果、本委員会は本補正予算（案）を異議なく承認することといたしました。</p> <p>次に、議第47号「令和5年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第2</p>

号について」は、歳入の補正は繰入金として、一般会計事務費繰入金 52 万 8,000 円。歳出の補正は、一般管理事業でシステム改修委託料 52 万 8,000 円の増額であるとの説明を受け、審査の結果、本委員会は本補正予算（案）を異議なく承認することといたしました。

次に、議第 48 号「令和 5 年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第 1 号について」は、収益的支出については、給与改定による水道事業費用 53 万円の増額。資本的収入では、橋屋地区配水管布設替工事費の増額に伴う出資金 270 万円の増額であるとの説明を受け、本委員会は本補正予算（案）を異議なく承認することといたしました。以上、本委員会に付託されました議案等の審査結果について、予算決算特別委員会委員長報告を終わります。

野木議長 続いて、庁舎整備等に関する調査特別委員会 辻内正誠 委員長にお願いします。

辻内委員長 庁舎整備等に関する調査特別委員会の委員長報告を申し上げます。

本定例会におきまして、庁舎整備等に関する調査特別委員会に付託をされました議案等はありませんでしたが、調査、審査の結果等について報告を申し上げます。

本委員会は、12 月 8 日午前 10 時 37 分から理事者に出席を求め開催し、総務課から「第 1 回吉野町行政サービス変革・新庁舎整備検討審議会について」報告を受けました。

吉野町行政サービス変革・新庁舎整備検討審議会は、本町における行政サービスの変革と新庁舎整備に係る調査及び検討を行い、その経過及び結果並びに基本構想案等を記載した報告書を作成し、町長に答申することを目的に設置するものであり、11 月 30 日に開催された第 1 回審議会は、これまでの経緯説明、審議会を進めるにあたっての情報共有等をテーマとし、①委嘱、②設置要綱・傍聴要綱の説明、③委員長、副委員長の選出、④これまでの経緯と議論にあたってのポイント等、⑤遊休施設等の説明、⑥日程確認等を行ったと報告を受け、内容についても説明を受けました。また、今後の審査会のテーマ並びに検討内

容について説明を受け、合計 6 回程度の審議会を開催する予定との報告を受けました。以上が、本委員会における今回の調査、審査の報告であります。これで庁舎整備等に関する調査特別委員会委員長の報告を終わります。

野木議長

上程議案の採決に入ります。

日程 2 議第 37 号「吉野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

( 「意見なし」 の声あり )

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 3 議第 38 号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び吉野町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

( 「意見なし」 の声あり )

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程4 議第39号「吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

( 「意見なし」 の声あり )

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程5 議第40号「吉野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

( 「意見なし」 の声あり )

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程6 議第41号「吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

( 「意見なし」 の声あり )

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 7 議第 42 号「吉野町手数料条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

( 「意見なし」 の声あり )

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 8 議第 43 号「吉野町立認定こども園条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

( 「意見なし」 の声あり )

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 9 議第 44 号「吉野町立学校設置条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

( 「意見なし」 の声あり )

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 10 議第 45 号「吉野町老人福祉センター及び吉野町老人福祉センター付設ゲートボール場に係る指定管理者の指定について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

上滝議員。

議長より申し上げますが、まず冒頭に反対か賛成かを明らかにしてから意見を述べてください。上滝議員、どうぞ。

上滝議員

はい、賛成でも反対でもございませんが、内容についての……。

野木議長

上滝議員、賛成か反対の意見ではないのであれば却下します。止めてください。

( 「まあ、せやな。まあ、ええわ」 の声あり )

ほかに意見はございませんか。

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 11 議第 46 号「令和 5 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 11 号について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

（ 「意見なし」 の声あり ）

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 12 議第 47 号「令和 5 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 2 号について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

（ 「意見なし」 の声あり ）

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 13 議第 48 号「令和 5 年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第 1 号について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

（ 「意見なし」 の声あり ）

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 14 「常任委員会の閉会中の所管事務の調査について」

それぞれの委員長より会議規則第 75 条の規定によって、所管事項について閉会中の継続審査の申し出がありますが、これに異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、それぞれの委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程 15 「議員派遣について」を議題といたします。

会議規則第 128 条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣をいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認め、お手元に配付のとおり議員派遣をすることに決しました。

本定例会に付議されました議案の審議は全て議了いたしました。

おはかりします。

これをもって、本定例会を閉会いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認めます。

閉会にあたり、町長のごあいさつをお願いします。

中井町長。

中井町長

閉会にあたり、ひとことごあいさつを申し上げます。

まず、上程いたしました議案全てご承認いただき、誠にありがとうございます。一般質問、委員会で厳しい意見もございました。ただ、時代の転換期であります。そして、困難かつ大きな地域課題を解決していかなければならない時のリーダーとして、冷静かつ、配慮ある言動を肝に銘じ、残された任期を全うしていきたいと思えます。

そして特に、不祥事がございました。内部統制の強化を図るべく、内部統制推進の準備会議を設置させていただきました。組織的な取組を進めるべく、内部統制の基本方針を策定後、全庁的に内部統制を推進する体制を整備してまいります。来年の4月を目途に進めてまいりますので、また議員各位にも報告をさせていただきます。

そして、この議会が任期最後の議会でございます。議員各位に力強いご支援をいただき、ご理解をいただき進めてまいりました。最後の議会でございますので、4年間を少し振り返りながら皆さん方への感謝とさせていただきたいと思えます。

まず、就任後でございますが、2020年2月22日に就任をさせていただき、初登庁が2月25日でありました。その3日後から、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、3年間のコロナ対策での運営がスタートいたしました。ほぼ3年間は守りの行政に徹し、コロナ対策により町民の安全を守るといったところで議員各位にもご協力をいただいた次第でございます。

特にワクチン接種においては、集団接種という形で大淀、下市、そして吉野町でスタートいたしました。元々吉野病院が、吉野町立病院から企業団になっているといったことも踏まえて、町で実施しなければならない中で、なかなか町民の皆さん方にも不安を感じさせました。ただ、職員の頑張りがありまして、県内でも町村接種率1位を続けていただいた、それも職員のしっかりとした組織体制に基づく頑張りであったかなと思っております。

そして、抗原検査キット。こちらにつきましても、議員各位にも当初、これは何の検査キットだということで不安もいただきました。ただ、3年間の中で抗原検査キットというものの必要性が十分に認められ、そして、学校での使用、福祉施設の使用、そういったところでも感染拡大防止につなげていただき

ました。そういったことで、議員各位にもご理解をいただき、ご支援いただいたことに感謝を申し上げます。

そして、生活を守る生活支援と事業者支援。そういったことにおきましても、全国の商品券やクーポンであったり、おかえり吉野であったりといった形で事業者支援もさせていただきました。

そして、水道料金の基本料金の減免といったことも、皆さん方のご理解のもと進めさせさせていただきました。給食費の無償化といったことも、子育て世代にはそういった形でコロナ対策を活用させていただきました。そういったことが中心でございました。

ただ、選挙終了後の就任後で公約実現として二つのことが出来たことが、皆さん方にとりましても、私にとりましても大きかったかなと思っております。その一つが、ごみ処理の委託でございます。ごみ処理の委託が、昨年10月からやまと環境衛生事務組合 やまとクリーンパークに委託が出来ました。大きな意味でいきますと、財政的にも最少の経費で最大の効果を得るといった形で、町民の皆さん方にも貢献出来たかなと思っております。

そして、何よりも1丁目1番地でありました、デマンドバスの運行が出来たことでございます。定時定路線からスタートしました交通移動手段でございますけれども、こちらにつきましては、皆さん方も心配しておりました。定時定路線で空気を運んでいる、なかなか定時定路線が走らないところは住めなくなる。そういった中から、デマンドバスに切り替えまして、バス停も約240か所以上設置をさせていただきました。そういった中で、今回の一般質問でもありました地域内から地域外に出る、そういったことにつきましては、今後法改正やタクシー協会との意見交換の中で、さらに満足度を高めるように進めてまいりたいと考えております。

そして、令和4年に吉野さくら学園が小中一貫校として開校いたしました。こちらにつきましても、GIGAスクール構想の一端を担うということで、1人1台のタブレット配布も早い段階で導入することが出来ました。そして、テレワークという観点から民間活力の導入によるYOSHINO GATEWAYが開設されました。こちらでもコワーキングスペース、サテライトオフィスという形で民間活力をし

て、今も運営していただいております。そういった中で4年間の中でも皆さん方のお力添えをいただいていたことが、大きな成果ではなかったかと思っております。

そして、財政の健全化におきましては経常収支比率、こちらは皆さん方いつも、経常収支比率の数字を言われます。令和元年に98.5%からスタートいたしました。現在、令和4年の数字は85.8%でございます。こちら中期財政計画のもと、職員がしっかりと財政規律を守りながらやっていただいたおかげで、現在85.8%でございます。ただ、まだまだ将来負担の必要性がある事業が残っておりますので、ここはしっかり中期財政計画を見極めながら進めてまいりたいと思っております。基金残高におきまして、10億1,413万7,000円から15億6,716万5,000円と若干積み上がってきております。こちらも庁舎整備という形で基金を積立ててまいりました。今後、こういったところにも注視しながら進めてまいりたいと思っております。

あと、大きな転換期ということになりますと、DXと気候変動による自然災害。ここを注視しながら町政運営を進めていかなければならない。そういったことで、DXの変革条例を制定させていただきました。そして、奈良県防災総合訓練。こちら運動公園で今年度させていただくことが出来ました。職員の災害図上訓練など今後、町民の皆さん方の意識を高めていく活動も含めながら、進めていかなければならないと考えているところでございます。

こういったところが任期4年間の中で、主に皆さん方のお力、町民の皆さん方のご協力、そして職員の頑張りによって出来たことでございます。

そして、任期中に出来なかった課題でございます。こちらは、庁舎整備事業と2小学校の跡地利活用でございます。一つ目の庁舎整備事業につきましては、庁舎整備という議題を昨年9月に皆さん方の委員会での審議を経て、方針を出させていただきました。ただ、場所の論点から一旦白紙に戻すという形になりましたけれども、町民の皆さん方には、この庁舎の位置づけ、そして行政サービスという視点では、一つ意識を高めていただいたかなと思っております。今年の11月30日に「行政サービス変革・新庁舎整備検討審議会」の第1回を開催させていただきました。6回程度の審議会を経て、来年6月議会を目途に方

針を定めていきたいと思っております。

そして、当初のスケジュールより延伸しておりました、旧吉野小学校の跡地活用につきましては、今年度中の公募開始に向けて準備を進めてまいります。懸念される財政面におきましても、本年度の企業版ふるさと納税におきましては、毎年大体1、2件程度でございましたが、本年度はまだ年度途中でございますが、3件の企業から寄附の申し出をいただいております。今、特に宮滝の万葉整備事業で宮滝、中荘地区が「夢ロード」という形で、地域の皆さん方が思いを形にしたいといったところで、限定的に企業版ふるさと納税の営業もしていただいております。私自身も営業部長として、しっかりと財源確保に向けて、さらに加速させていきたいと考えております。

そして、就任当初から課題でありましたロープウェイの老朽化でございます。こちら県の方針のもと方向転換をするという形で現在に至っております。ただ、こちら官民連携を模索しながら、来年度には二次交通の存続に向けて動いてまいりたいと考えております。

いずれにしても、任期中に出来なかった様々な課題がございます。ただ、民間活力を導入という視点で、私はこの4年間企業と連携できる体制を少しずつ構築してまいりました。大きな課題に向けて、来年度は一層加速してまいりたいと考えております。議員の皆さん方の力添えもよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、改めまして「人材なくして、持続可能なまちづくりはなし」いろんな意味で人の課題というのは、これから大きな問題になってこようかと思っております。改めて、組織強化を図るためにも人材育成に力を入れてまいりたいと考えております。就任後、町政運営をさせていただきました町民の皆様、そして議員各位に感謝を申し上げますとともに、本当にコロナ禍の3年間ありがとうございました。厳しい環境の中で、一生懸命公務員としての使命を果たしていただいた職員の皆さんに感謝を申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

野木議長

皆様の熱心なご審議によりまして、全議案を議了することが出来ました。ここに閉会の運びとなりましたことを深く感謝を申し上げます。

これもちまして、令和5年第4回吉野町議会定例会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

( 午後 3時 39分 閉会 )

